

○議長 宮城清政君 これから本日の会議を開きます。本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりでございます。

開議（午前10時02分）

日程第1．会議録署名議員の指名

○議長 宮城清政君 日程第1．会議録署名議員の指名を行います。本日の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって13番 玉城 勇議員、14番 金城好春議員を指名します。

日程第2．一般質問

○議長 宮城清政君 日程第2．一般質問を行います。それでは、通告書のとおり順次発言を許します。8番 花城清文議員。

〔花城清文議員 登壇〕

○8番 花城清文君 それでは、5点ほど質問させていただきます。まず、1点目ですが、沖縄県市町村特定処理支援事業補助金194万9,000円を申請しませんでした。それに対して質問します。この事業は、不発弾処理に対する補助金で、事業申請をしなければ交付されないものだということです。町民の税金は、一円たりとも無駄にしないというのが公務員の義務です。しかし、今回は残念ながら町民の税金が使われました。それに対して質問します。1点目。平成26年度の市町村特定処理支援事業補助金の申請を3回も見逃した責任は大きいです。過去のミスが生かされていない気がしますが、職員をどのように指導されたか、そういった指示をされたかお答えください。（2）自分の生活を切り詰めて納税した町民に対しどう思いますか。また、160万円あまりのお金を町民に負担させました。その根拠は何なのか説明ください。（3）町民からは、自分の金ではないから真剣さが足りないと、職員に対する厳しい批判でした。再発防止に対しその対策はどのようなのかお答えください。

続けます。2つ目の質問です。保育所での新支援法の取組について伺います。新支援法では、保育所の支援のあり方が大きく変わりました。三つ子の魂百までと言います。それは幼児教育の大切さを教えるものであります。この支援法による取組について質問します。1点目、新支援法（子ども・子育て支援新制度）では、保育を必要とする要件が緩和されました。平成31年度までに待機児童解消に向け子ども・子育て支援事業計画を策定しなければならないがどうなっているのかお聞かせください。

（2）新支援法では、3歳児を職員1人が担当する人数は20人から15人になりました。本町の職員体制はどうか教えてください。

（3）他市町村では、3歳児から5歳児までの保育園と幼稚園の機能を併せ持つ認定こども園の設

置を計画しています。本町はどうされるのですか、お答えください。

3点目にいきます。幼稚園教育の推進と新支援法について伺います。新支援法では幼稚園の保育も大きく変わりました。県内では、保育士や幼稚園教諭の資格保持者が不足していて、市町村ではその確保が非常に心配されています。そこで質問します。(1) 新支援法では、親が希望すれば3歳児から5歳児まで幼稚園で保育しなければなりません。これら対象児の調査は必要ではないのかお答えください。(2) 平成28年度から3歳児を保育するが園舎建築は間に合いますか。また、3歳児教育はどうされますか、お答えください。(3) 来年は教頭3人が退職予定だと聞いています。それに、クラスも増え4人の担当教諭が必要だと思います。一般事務職の採用試験と切り離し早めに採用試験をしてはどうでしょうか。これは先に申しました、各市町村とも資格保持者が不足しているということで、その確保がかなり厳しいだろうと思っています。そういったことで、切り離してはどうかということです。(4) 町は退職者の補充を行ってきました。それでも正規職員は少なく、幼稚園教育の質の低下を招く恐れがあります。非常勤職員が1年交替でしょうか。経験が重なりません。そういったことで幼稚園教諭を心配していますが、どうでしょうかお答えください。(5) 土曜預かり保育は、対象児の3パーセントである。これは確か5歳児の対象が520人から530人ぐらいでしょうか。ただし、1学期で預かり保育を希望されたのが20数名。それからすると僅かな率であります。その20名そこらの園児を4園で保育をしていますが、これを1園にまとめると職員の負担軽減、人件費、水道・電気料、そういった維持管理も軽減されます。そういった見直しはどうかということで質問します。

4点目にいきます。北丘小学校西側避難通路整備事業の進捗を伺います。大きく亀裂が入った新川から北丘小学校の通学路を児童生徒が安心して通学ができるよう早めに整備して欲しい。そこで伺います。当初予算で調査費が計上されているが、現在までの作業進捗をお聞かせください。また、危険な通学路を早めに整備し、安全で安心して通学ができるようにして欲しいがどうでしょうかお答えください。

次に、5点目。エイサーが練習できる広場を整備して欲しいがどうか質問します。今、新川青年会は、エイサーをとおしてまとめ、地域行事の参加、地域の活性化に大きく貢献しています。町青年会のなかで一番活気があるのが新川青年会ではないかと自負しています。沖縄市でありました全島エイサー大会にも参加しています。そしてまた10月にはサッカーの縁で名古屋に行く予定だと聞いています。青年たちに悩みは何か聞いてみますと、公民館広場で練習をすると地域から太鼓がうるさいと苦情が出て練習する場所がありませんということで青年会は非常に困っています。おそらく、各部落も伝統行事に対し青年会の参加が少ない、行事ができない、こういう悩みがあるかと思っています。活動が下火になってから立て直すのはなかなか厳しいものがあります。逆に、活動が盛んな時こそ、支援してあげることが大事だと思っています。そこで質問します。(1) 町青年連合会に加入している支部は何支部か。(2) 女性会と同じように支部組織がなくなる心配はないかどうか。(3) 青年会の育成と地域の活性化を図るため、エイサーは非常に効果大きいです。そういったことで、練習できる広場を整備して欲しいがどうでしょうか、お答えください。以上、質問します。

○議長 宮城清政君 副町長。

○副町長 国吉真章君 それでは、質問事項の1点目、市町村特定処理支援事業補助金194万9,000円の交付金申請をしなかった理由を問う(1)についてお答えします。ご質問のとおり、今般、不発弾処理に係る補助金交付申請漏れにより163万9,000円の歳入漏れが発生しました。今回の事案は、担当職員の人事異動に伴う担当事務不慣れによる事務処理ミスに起因するもので、町政への信頼を大きく損ねたことは弁解の余地もなく事の重大さを真摯に受け止めております。不発弾処理に係る事務を実施するにあたっては、前任者及び担当部課長からも事務手続きに漏れないよう再三再四にわたり確認を行っていましたが、事務担当者の制度理解不足と事務手順の誤解により、このたびの不祥事となってしまいました。日頃から事務事業の執行にあたっては、細心の注意を払い法令・規則等に照らしその都度、上司からも適切な事務処理を指導しておりますが、係る結果となり大変残念でもあり、監理監督不行き届きを謝罪するとともに、議会及び町民の皆様へ多大なご迷惑をおかけしたことを深くお詫び申し上げます。たいへん申し訳ありませんでした。

2点目の(2)についてです。本来、補助事業である事業にもかかわらず、3回分の処理費用を本町の一般財源で負担せざるを得なかったことに対し、町民の皆さんへ重ねてお詫び申し上げます。

(3)についてです。今回の事態を重く受け止め、業務のフローチャートを作成するとともに、委託業者との契約に係る決済時に県の補助金交付決定通知書の添付を義務付けるなどこれまで以上にチェック機能を強化していくとともに全職員が適正な事務執行に努めるよう指示してまいります。

2点目の保育所での新支援法の取組について問う(1)についてです。子ども・子育て支援新制度に伴い、町では子ども・子育て支援事業計画を策定し、今年度から3カ年を掛けて平成29年度までに待機児童をゼロにするための事業を進めています。現在取り組んでいるのは、よなほ保育園の認可化とさんご保育園の分園であります。また、小規模保育についても、認可外保育園の園長の方々と先進地視察等を行い事業化に向けて取り組んでいるところです。

(2)についてです。3歳児の保育士配置基準は20対1ですが、新制度では15対1を実施する場合に加算として算定されるようになりました。町内保育所の配置状況は、宮平保育所が9月1日現在で16対1、認可保育園10園においては平均12.3人に1人の保育士配置となっています。

(3)についてです。県内では現在、北中城村、北谷町、宮古島市、中城村2カ所、計5カ所の認定こども園があります。また、那覇市は、平成29年4月までに現在の私立幼稚園36園のうち半数に当たる18園程度を、公私連携型と公立型の認定こども園に移行し、さらに平成31年4月には、全ての私立幼稚園を認定こども園にする計画を立てています。本町においても、担当課であるこども課と学校教育課の職員が7月24日に那覇市へ出向き、その取組について調査をしました。今後も更に教育委員会と連携し、隣市町の動向調査を進め、認定こども園の必要性等を確認してまいります。以上であります。

○議長 宮城清政君 教育長。

○教育長 赤嶺正之君 それでは、花城清文議員の質問事項3. 幼稚園教育の推進と新支援法について問うに関するご質問にお答えします。(1) 3歳児の対応については、南風原町子ども・子育て支援事業計画の見直しが平成29年度にありますのでそのなかで検討していく予定となっております。また、3歳から5歳児の対象児調査については、同事業計画において3歳から5歳の年齢別見込み利用で調査されております。

(2) でございます。園舎建築は、10月上旬より工事着手して、来年3月中旬に完了予定であります。3歳児の受入は、平成29年度に子ども・子育て支援事業計画を再検討しますので、その結果を見まして対応してまいりたいと考えております。

(3) でございますけれども、今年度の町職員採用試験案内はすでに周知されており、第一次試験が9月20日に行われました。一次試験が終わりましたので、それより早い採用試験の変更というのは厳しいと考えております。

(4) でありますが、現在、町立幼稚園の学級数は12学級で、本務10人、臨時教諭2人の配置となっております。今後とも計画的に採用をしてまいりたいと考えております。

(5) 土曜日預かり保育利用者は、4月時点で38人おり、そこから毎月少しずつ増えて8月には44人となっております。各園とも毎月10人から20人程度の申込がありますので、今後も現状どおり4園での土曜預かり保育を実施し保護者の要望に応じてまいりたいと考えています。

質問事項4. 北丘小学校西側避難通路整備事業の進捗を問うに関するご質問にお答えします。

(1) 平成26年度の土質調査測量委託業務が9月末に完了予定であります。そのあとに実施設計に着手して、来年3月に完了予定であります。工事実施は、平成28年度に着手して平成29年度事業完了予定で進めてまいります。

質問事項5. エイサーが練習できる広場が必要だがどうかのご質問にお答えします。(1) でございますが、町青年連合に加入している支部は、新川、宮平、兼城、喜屋武、津嘉山、神里の6支部でございます。

(2) でございますが、6支部以外では与那覇、大名、照屋、山川が地域で活動しております。町青年会と協力しながら組織の強化に取り組んでまいります。

(3) でございますけれども、エイサーができる広場の整備計画はございませんが、練習場所が地域の広場等で難しければ、学校の体育館や陸上競技場等の施設が活用できるように青年会と調整しながら支援をしてまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長 宮城清政君 8番 花城清文議員。

○8番 花城清文君 答弁、ありがとうございました。では、再質問をさせていただきます。まず、1点目の市町村特定処理支援事業補助金です。まさに申請していれば、きちんと補助金がもらえました。その補助金がもらえたもので、当然歳出においてもその金が生かされたと思うが、残念ながら町は受

けられるべきはずが受けられなかった。結果として町民の税金を使う。先に私が言いましたように、公務員が一番大事にしなければいけないのは町民の税金を大事にすることが基本でしょう。今回については、3回もしなかったということですから、それは人事異動がどうこうというそれ以上のものだったと私は厳しく指摘してきましたよね。人事異動であっても前任者が役場にいます。そこで習うこともできるわけでしょう。担当の部課長の皆さんは、申請しなければもらえないことはもとより知っています。それならば、きちんと職員に指示してやるべきだった。それがおろそかになってしまったそこに問題があると私は思います。町長、どうでしょう。今回、使わないでいい町民の税金を使いました。そのことに対して町長はどう思いますか。

○議長 宮城清政君 町長。

○町長 城間俊安君 お答えします。今回の事務手続きのまずさからこういうことが起こったことに対し、私も本当に不快感を持っております。と申しますのは、私も町長就任と同時に、不発弾処理費に対しては町の費用から出ておりました。以前は県に要請して国に要請をしても特別交付税に2分の1は算入されていますとありました。私はその時にも、2分の1特別交付税に算入されているとありますが明細はどこにもありませんと、私たちからするとまやかしと一緒にだと、そう考えると全額町負担をしていますとして、これはやはり国がもたらした負であるから国の責任の下でやってもらいたいと再三再四にわたり県・国に要請されてどうにか重機費用を国が補助しよう、特別交付税とは別にやってみようということになりました。しかしながら、事務費についてはまだ別でした。処理する場合においては、住民の皆さんに対応を促すとき、土曜・日曜であれば職員は休日出勤しなければならない。それに対して費用も町負担でやるものではなく国がやるべき負担ですよということも再三再四にお願いしどうにか5年前に事業の一環として国が持つようになったということもあります。また、以前は代休を取るかたちでやっておき、年休を消化できない職員もたくさんいらっしゃって、やはり国がやるべきだと強く申し上げて、今は事務費も国が持つようになりました。こういう努力を私たちは積み上げてきたものが、そのうちの職員によってこういうことが起こったことに対して私自身も歯がゆく、部課長の皆さん方もこの歴史、経緯を知っているだけに、ぜひとも漏れることないようやろうとしていたにもかかわらずこういうことが起こったことに対し本当に申し訳ない、努力が水の泡になっているような思いであります。また、職員が原点を知ることが一番大事だということで再三再四にわたり言っているなかにおいても、担当でこういうことが起こったことに対し、私たちの全責任として本当に申し訳ないと、町民が稼いだものを無駄にするようになったことにお詫びし、今後はそういうことが二度とないように、二度あることはたいへんなことだと職員も共通認識を持っていけば必ずや対応ができるものだと思っております。今回のことには本当に申し訳ないです。

○議長 宮城清政君 8番 花城清文議員。

○8番 花城清文君 町長が一生懸命取り組んできたことに私も評価しています。いろんな成果が出たと思います。町長がしっかりものを言っているいろんな成果があった。町長が一生懸命そのように取り組んだのにそういうミスが起こったことは非常に残念に思います。

そこで町長に教えて欲しいのは、1回目の処理はいつだったのか。2回目、3回目も見逃していますので、4回目の処理はいつだったのか教えてくださいませんか。

○議長 宮城清政君 総務部長。

○総務部長 新垣吉紀君 お答えいたします。まず5月30日に平成26年度の不発弾が発見されました。その処理が7月12日です。2発目が、6月21日に発見されて7月20日に処理でございます。3発目が、7月22日に発見されて8月31日が処理日となっております。以上です。

[「休憩願います」の声あり]

○議長 宮城清政君 休憩します。

休憩（午前10時32分）

再開（午前10時37分）

○議長 宮城清政君 再開します。総務部長。

○総務部長 新垣吉紀君 4発目、発見が8月20日。処理が9月23日でございます。失礼いたしました。

○議長 宮城清政君 8番 花城清文議員。

○8番 花城清文君 今、答弁いただきましたように、不発弾を発見してから処理するまでにだいたい20日かかる。1回目が7月12日、そして3回目が8月31日、2カ月近くの期間がありました。先ほど、人事異動がどうこうとありましたが、期間がそれだけ開いているのにそれを許してきた執行部の皆さん、その責任は免れないと思います。どこかに安易な考えがあったからだとは私は指摘せざるを得ません。結果として責任を問われるのが社会の道理です。私は知りませんでしたでは通らない。勘違いしましたでは通らない。スピード違反をして捕まえられて、「私は知りませんでした」で通るはずがありません。社会はそんなに生易しいものではないと思います。厳しさのなかで指導して、地方公務員の責任もあるはずで、それがプロです。給料をもらってやっているのですからプロです。ですから、安易な心構えで仕事をされると町民は非常に迷惑です。そうしたことで指摘をしますが、なぜ今言ったようなことで不発弾を発見してから処理するまでの期間、1回目から3回目までの期間、決して人事異動でどうこうとはならないと思っています。ミスをして迷惑をかけた職員に対してはやはり責任を問わなければおかしい。結果は聞きませんが、ここを指摘しました。そして事務処理不十分で分限委員会で処分をされた職員もおられます。公正公平にやらなければおかしい。職員がまたこ

ういうミスを犯さないとも限らない。そういった面で、分限懲戒審査委員会で調査したかどうか。結果は問いません、調査したかどうか教えてください。

○議長 宮城清政君 副町長。

○副町長 国吉真章君 お答えします。分限懲戒審査委員会を開催しまして、審査の結果もまとめております。やっております。

○議長 宮城清政君 8番 花城清文議員。

○8番 花城清文君 私は役場の職員を信頼しています。皆、優秀です。一生懸命がんばっています。そういう職員がいっぱいおられると評価します。町長の取組についても評価します。今後そういうことがないように、直接この仕事に携わる管理者が厳しさのなかで指導するようお願いしてこの件については質問を終わります。

2点目にいきます。保育所の支援についてですが、先に申しました保育の条件がかなり変わりましたね。月48時間ですか、保育を必要とする園児として認定される。それからすると、週1回パートすれば保育を必要とする子どもと認定される。3年計画でやるということで、町民の人口も増え、条件が変わってきましたのでしっかり今後の計画で待機児童がないように取り組んでいただきたいをお願いしておきます。

それから、私の記憶が間違いだったらいいのですがけれども、宮平保育所も5歳児の保育はまだしていません。それから、津嘉山か何カ所は町の認可保育園も5歳児の保育をしていないところがあると思います。幼稚園だけではなくて保育園で5歳児の保育をすれば、地域の保護者の皆さんも身近に預けられるということであれば助かると思います。5歳児保育をやっていない保育所が5歳児も保育するという見直しは考えていないのかどうか教えてください。

○議長 宮城清政君 民生部長。

○民生部長 知念 功君 お答えします。議員おっしゃいますように、5歳児の受入をしていない保育所はございます。この事業計画も立てながら、現時点で新たに保育所での5歳児受入の検討はしておりません。

○議長 宮城清政君 8番 花城清文議員。

○8番 花城清文君 地域にかなり保育所があります。そこで4歳児、5歳児だから決して問題ないと思う。5歳児を増やすことによって幼稚園まで預けようがどうしようが保護者がかなり助かると思

います。ぜひ検討してください。

それから、保育所設置ですが、分園、そして与那覇のほうに認可保育園ですか、今計画があると言いますが、町内の待機児童が130名ぐらいでしょうか。人口がどんどん増えてきたら待機児童がまたどんどん増えてきます。そういった面で、与那覇に認可保育園がないのでそれは先にやるべきだと思います。先の答弁では、よなは保育園、そしてさんご保育園の分園をやるということで、それ以外の取組は計画の中に入れて行くのでしょうか。教えてください。

○議長 宮城清政君 民生部長。

○民生部長 知念 功君 お答えします。この子ども・子育て支援制度において、本町が立てます計画の中で、量の見込み、そしてこの量の見込みを受け入れるための施設の整備ということで計画を立てております。計画書の53ページに載せておりますが、その中で平成27年度から始めて平成28年度、平成29年度と施設の整備をどういうふうに行っていくか、認可外保育園の新たな認可化の取組は平成29年度を当初は予定していましたが、できるものはどんどん前倒ししていくということで今年度から取組を始めているのが、よなは保育園であります。分園につきましても今年度で2カ所を予定しております。現在、さんご保育園に取り組んでいるところで、もう1園につきましても計画等立てて進めておりましたが、土地の確保等がなかなか難しくその部分についてはまだ確定しておりません。そのあと、量の確保としましては、平成29年度で新たな新設の認可保育園の設置を計画しております。

それから、次年度からは幼稚園での4歳児保育も始まるということで、その分で量の見込を出してその確保についての計画、平成29年度で待機児童をゼロにする計画を立ててそれを進めています。

○議長 宮城清政君 8番 花城清文議員。

○8番 花城清文君 新支援法では待機児童解消、子育て、保育に市町村は取り組みなさいということですので、しっかりした計画の基でその事業に取り組まれるよう、そして待機児童ゼロに向かってしっかり計画を立ててください。お願いしておきます。

次に幼稚園について再質問します。1点目の幼稚園4歳児の園舎の建築が来年3月完成でしたか、これは非常に心配です。皆さんが園舎、教室を完成させても、現場では新しく受け入れる4歳児のためのいろんな準備があります。そして、今までの5歳児も受け入れるわけでしょう。来年2学級、5歳児も4歳児も新しく園児として入ってきますからその準備でかなり時間がかかる。いろんな準備をしなければいけない。3月に完成でしたら、恐らく幼稚園ではその準備ができないでしょう。そういった面で、早めに完成して引き渡しをしてあげないと現場での受入準備ができません。しかも普段の行事、6時半までの普段の保育をして、幼稚園現場は自分の時間がありません。毎日毎日、保育で駆けずり回っているわけでしょう。そういう仕事をしながら新しい園児を受け入れる準備が非常に不安なので、3月完成ではなくて早めに完成してあげなければ現場が困ります。その結果、準備ができな

かったと、入園式を延ばすことになるかと保護者にも迷惑をかける。そういった面を非常に注意してください。

それから、先にも申しました保育士の確保、幼稚園教諭の確保。沖縄県では2000名あまり不足だと、早めに確保しなければ、事業はやるが職員が対応できない、確保できない、今現在がそうである。そういったことで、私が言いたいのは早めに職員を確保しなければ、ただやればよいという保育のあり方です。そこも指摘をしておきます。

それから、北丘小学校の新川側は平成28年度から工事発注し平成29年度完成ということです。ぜひ計画どおりやってください。新川からの通学のほうが町内で一番悪い通学路でしょう。あんな危険な通学路はないと思いますので、早めの整備をお願いしておきます。

最後の5点目。エイサーのおかげで新川は非常に活気づいています。青年会が非常に活気づいている。中学校の同級生同士でエイサーをやるから来ないかと、その結果が青年会に加入していくわけですね。だから各部落もそうです。綱曳きであるとかいろいろな行事があると思いますが、青年会が活気づかないと部落の活気も出ないと思いますから広場をぜひ将来的に作って欲しいのです。その間、陸上競技場はサッカーがあるので無理だと思いますから、野球場を新しい広場ができるまで使用できないものかどうか、貸してくれないかどうか。綱曳きの練習であるとか、エイサーの練習であるとか、そういったものは少人数ではできないですね。新川のエイサーは50名です。練習には広場が必要です。広場ができるまで野球場が貸し出しできるでしょうか、そのように練習できるかどうか答えていただけますか。

○議長 宮城清政君 教育部長。

○教育部長 新垣好彦君 再質問にお答えいたします。青年会のエイサー、新川につきましては本当に活気があって、練習場の確保が厳しいというような情報も入っています。各集落とも夜遅くまでとなるとそういう苦情と言いますか、そういったものも入っているところです。先に教育長からは、陸上競技場の確保も希望すればあるのではないかとということで最初の答弁もいただきました。新たな整備、エイサーができる広場の整備というのは難しいと思いますので、既施設で、陸上競技場も芝の整備については終わりましたので競技等の調整ができれば、予約状況の確認ができれば可能ではないか併せて公園内で可能ではないかとの考え方を持っております。そのへんは会場ごとの競技等、日程の調整をしながら、青年会にも確認をしながら活用できる方向で検討していきたいと考えています。

○議長 宮城清政君 8番 花城清文議員。

○8番 花城清文君 ぜひ将来に向けて、たぶん津嘉山も公民館前広場での練習はまず厳しいだろうと、地域の皆さんからの苦情が出てくるだろうと思います。ですから、先に言いましたように、公園の中に照明器具があれば広場を整備するだけで何も金をかけるものではないです。そういった意味で

ぜひ、教育委員会では陸上競技場ができるだろうということですがそれだけではなくて、今活用できるものについてはぜひ前向きに取り組んで欲しい。そうすることが地域の活性化に非常につながります。新川青年会のお蔭で地域が非常に活性化しています。そういったことでぜひ、青年会に対しても気を配ってください。このことをお願いして質問を終わります。ありがとうございました。

○議長 宮城清政君 休憩します。

休憩（午前10時58分）

再開（午前11時09分）

○議長 宮城清政君 再開します。通告書のとおり順次発言を許します。11番 宮城寛淳議員。

〔宮城寛淳議員 登壇〕

○11番 宮城寛淳議員 一般質問、5点について質問していきたいと思います。1番目は、農業振興と所得向上について質問いたします。第2回の6月定例会でも、町やJA、農家、県へも協力を求めてファーマーズを活用しながら地産地消を進めていくことは必要ではないかというような同趣旨の質問を行いました。そのときの答弁は、地産地消の推進については、以前から役場や生産農家で構成する農村生活研究メンバー等を中心に普及センター、南部農林、小規模ネットワーク山川あみの会などで、カボチャやヘチマを使用したレシピの開発取組などを行っている、くがに市場の店内施設にも試食コーナーが設けられているとか答弁がなされておりました。いろんな創意工夫、料理のレシピを作ったり、商品開発が出てくることは、農家の皆さん方が生産した農産物を利用してそれが消費されていくということだと思いますし、所得向上につながっていくことになると思います。この所得向上をもっともっと行っていく意味から、今度の質問をしているわけです。1つは六次産業。要するに、加工した農産物についてであります。当町としてどういうふうに取り組んでいるのかをお伺いいたします。そして、そういった六次産業をJAと協力してくがに市場近くに農産物の加工所を設けることができないのかどうか。市場で売れ残ったもの等を加工して提供する。売れ残ったものだけでなく規格外の野菜、そういうものも加工していくと、要するに農家の皆さん方が生産したものを残さず消費していくことができないかということで六次産業の加工所をどういうふうにやっていくのかということです。提供できないかという質問であります。

それから、2点目の中央公民館を利用する際の空調料金についてでありますけれども、中央公民館のクーラー利用料が高いという声が多く、町民から聞こえてまいります。先だつての連合審査においても議員のなかから料金が大きいという質問も出されておりました。黄金ホールはそれだけ大きいホールで、クーラー代もそれだけかかるのですが、それ以外の会議室などが今現在1時間1,000円で設定されています。その料金にした根拠が何なのか、そのことをお聞きしたいと思います。議会で提案されて、私たちもこの1,000円というのはこれまで1,000円だったのだからいいじゃないかと賛成をしてきた経緯もありますけれども、ただ、その1時間1,000円という根拠が何なのかです。その点

をぜひお伺いしたいと思います。それまでやっていたからそのようにしましたということではなくてそのへんのことをぜひお聞きしたいと思います。それからクーラーの燃費からしますと、今、家電、いろんな設備などの燃費は年々良くなってきています。そういうことから考えまして、1時間1,000円は割高ではないかと思うわけであります。そういう意味からの質問であります。それで、町内の他の施設と比べて料金はどうなのでしょう。料金をもっと安くすべきではないかという質問であります。

それから3点目、国保特会へのその他一般会計からの繰出金が今まで項目としてあって、保険料金の負担増にならないようにと一般会計から国民健康保険特会への繰出を行ってきております。平成26年度はゼロとなっているわけですがけれども、これが前期高齢者の合計が全国に比べて少ない、大きな赤字となっている、その赤字をはっきりと見せるためだと説明しておりました。その点は、それで間違いないのかどうか、その理解でいいのかどうか確認のための質問です。(2)前期高齢者の不公平さを是正するまで繰入を行わないのか、そのことにメリットはあるのかどうか。これまでどおり一般会計からの繰入をやってはどうかという質問であります。今回のこの質問は、国保会計を今後どのように運営していくのか確かめたい意味もあります。ずっと赤字が続いているわけですから、保険料のアップにつながらないのか大きな懸念があるわけです。ぜひ国保会計をこうやっていくのだと、この赤字をこういうふうに解消していくのだということを見せて欲しいと思います。これまでも何度か関連した議案が出てきた時に何度か確かめたのですけれども、当面の間は保険料のアップを行う予定はないというような答弁をいただいています但实际上にどうなのだろうと思います。例えば都道府県別に一国保会計というようなことも出ていますし、ではその時にどうなるのか、それまでどうするのかたいへん心配なものですから、これまでのように繰入をしてアップを抑えることもぜひやって欲しい意味からのこういう質問であります。

4点目に、鉄軌道の実現に向けてということでの4つ目の質問であります。平成31年度着工を目指して県では調査が行われているようです。那覇市一名護間を1時間で結ぶ鉄軌道を作ろうと、それでそのルートは東海岸なのか西海岸なのか、そういったことなど調査が行われているようですけれども次年度も鉄軌道の予算として1億円あまりが見込まれていると聞きました。27年度も当初は2億いくらかでした約1億1,000万円の予算が組まれています。当町としては、この鉄軌道についてどう対処しようとしているのか、その点をお伺いしたいと思います。それから、国道329号を那覇から与那原間をLRTで結ぶ案が検討されているようです。先だって南風原商工会での勉強会に参加する機会があったのですがけれども、LRTのことがいろいろと取り沙汰されていました。メリット、費用の問題いろいろありました。そういうなかで那覇や与那原では話し合いが進んでいるのではないかと講師の方はおっしゃっていたのですけれども、南風原町はそれにどう加わっているのか、その点をお伺いしたいと思います。

5点目に、シルバー人材センターの設立についてであります。このことも何度も一般質問に取り上げてきたのですがけれども、高齢者の皆さんが豊かな知識・経験を、まちづくり、社会のために役立っていく、活かしていく、そういったシルバー人材センター設立を実現して欲しいという声が町民の間にあります。センターを設立したある自治体では、多くの皆さんが働いているようであります。そして

生きがいになっていると、南風原でもぜひ設立すべきではないかと思います。これまで当町の人材を活用する事業がいろいろありましたけれども、その事業の実績はどうなっているのか。またそれに係る費用はどうなっているのか、その点をお伺いしたいと思います。（２）シルバー人材センターの設立ではなく、今ある当町の人材活用をする事業で十分に対処できるとおっしゃっていたのですが、その今ある事業で十分に対応できているのか。町民の要求は満たされているのかどうか、その点をお伺いしたいと思います。以上、よろしく申し上げます。

○議長 宮城清政君 副町長。

○副町長 国吉真章君 それでは、質問事項の１点目、農業振興と所得向上を（１）についてお答えします。平成24年度から一括交付金を活用した異業種連携等により商品開発及び企業との連携を目的とした、ものづくり産業展開プロジェクト実施による農産物の確保や販路先の開拓についての検討や農業生産者が自ら農産物の加工や販売など経営の六次産業化に取り組むための支援として、農業漁村六次産業支援事業補助金（アグリチャレンジ事業）を実施しております。（２）についてです。JAに確認したところ、ファーマーズとの販売委託契約約款により売れ残った商品は農家にて引き取り処分を行う契約だとのこと。また、品質に問題のない規格外の商品等は、カット野菜として販売が可能なのがファーマーズマーケットの利点ですので、登録農家の皆さんには有効な販売に取り組んでいただきたいと思います。また、くがに市場くがに市場で加工品の販売も行われておりますが、JAでの加工所の取組や契約は現時点ではないとのこと。

３点目の国保特会へのその他一般会計繰入金について（１）ですが、これまで説明したことについて間違いがないかということでもあります。そのとおりであります。（２）についてです。国に要請している財政支援の有無、都道府県単位化などの状況等も踏まえながら判断をしていきたいと考えています。

質問事項４点目、鉄軌道の実現に向けて（１）についてです。去る５月25日に沖縄県鉄軌道計画案策定に向け、市町村との情報共有を図ることを目的に、「第１回沖縄鉄軌道市町村会議」の南部圏域の会議が開催されました。内容は、沖縄県の交通の現状と課題及びこれからの検討体制等について説明がありましたが、その後の市町村への具体的な計画の説明はなく、現時点での本町として具体的な対処案はありません。（２）についてです。LRTについては、平成24年6月より那覇市、与那原町、西原町に本町を加えた自主的な勉強会が開催され、今年の7月7日までに10回の勉強会が行われております。

５点目についてです。（１）町の人材を活用する事業としては、町社協で実施していますファミリーサポートセンター事業、まちづくりサポートセンター事業、そして町で実施している人材サポートセンター事業があります。それぞれの平成26年度実績と費用については、ファミリーサポートセンター事業が798件の活動実績で、事業費は約386万円です。まちづくりサポートセンター事業は、385件の活動実績で、事業費は約3万円です。人材サポートセンター事業は、新規求人登録者数11人、新規

求職登録者数 30 件でマッチング数 11 件の実績、事業費についてはありません。（２）現在の取組活用と充実を図ることで対応していきたいと考えております。以上です。

○議長 宮城清政君 教育長。

○教育長 赤嶺正之君 宮城寛淳議員の質問事項 2、中央公民館利用時の空調施設の料金についての質問にお答えします。（１）でございますが、平成 23 年度に現在の南風原町立中央公民館がオープンするに伴い、条例改正においてクーラー使用料は旧公民館の料金を据え置いたままでの改正をいたしました。

〔「休憩願います」の声あり〕

○議長 宮城清政君 暫時休憩します。

休憩（午前 11 時 27 分）

再開（午前 11 時 27 分）

○議長 宮城清政君 再開します。

○教育長 赤嶺正之君 休憩中でお話しましたとおり、1,000 円の根拠につきましては先ほど答弁した回答しかできないことをご理解お願いしたいと思います。

それから、クーラーの燃費からすると割高ではないかというご質問でございますけれども、先ほどの答えと関連しますが、旧公民館の時と同じ据え置いたままの料金でこれまでも公民館活動をしておりますし、また、最近の料金設定と申しますかいろいろな資料を収集した結果、特段割高であるとは言えないのではないかなというような認識を持っております。

（２）でございます。町内施設で料金は南風原町総合福祉センター研修室が 500 円、南風原文化センター研修室 300 円となっております。そういうことでございますけれども、中央公民館のクーラー料金の改正は、現時点で考えておりません。以上です。

○議長 宮城清政君 11 番 宮城寛淳議員。

○11 番 宮城寛淳議員 一問一答でやっていきたいと思っております。先ほど一括交付金を活用したものであるということで、農山漁村六次産業支援事業があるとのことですが、ただこのなかで農業生産者が自ら農産物の加工や販売など経営の六次産業に取り組むと、それに対する支援とのこと。農家の皆さん方が農産物を生産することには長けているわけですが、その他にも残ったものを自分で例えば機械があるから加工してはどうかという話になりますと、これ以上、とてもじゃないが手が回りませんよとなるのです。私が思うに、例えば J A や町と一緒に加工する所があって、そこにある程度の人がいる。そこで毎日作業するというにも、それだけの野菜、原料があると僕は思えますので、例えば一週間なり月 1 回そこで野菜の余ったものなど加工するということが一つの方法では

ないかと思うのです。生産者自らが加工する、それを支援する事業だとおっしゃっているのですけれども、そういうことではなくて一つの事業所、加工所を作っていくということができないのかと思います。例えば（１）と（２）を一緒に質問したいのですが、ファーマーズでは契約の中で残ったものは自分で持ち帰りなさいとなっているのでそれはそこに残っていて駄目になってしまうことはないのでしょうかけれども、農家の皆さん方は出荷をして、残ったものは契約の中身を変えていけばいいわけで、それを加工に回すこともできるはずなのですよ。それから、規格外でも出せないものでもカットして出すということですがそれもそれで結構だと思います。それ以外にも加工することがもっともっと農産物を活用するという意味では有効ではないかと思います。そういった加工をやることは、農協では今のところ全く計画はないとのことですが、南風原町の農業政策としてどうなのか。農家の皆さん方の所得を向上させる意味から、そのへんをどうお考えですか。

○議長 宮城清政君 経済建設部長。

○経済建設部長 真境名元彦君 お答えいたします。町の考え方としましては、町が率先して農家の方々を引っ張っていくというよりも、農家の方々の力をバックアップしていきながら進めていきたいという方針でございます。議員からご質問の農産物加工所につきましては、基本的に需要と供給のバランス等もあろうかと思えます。また、加工所がどうしても必要だという農家の方々の声はまだ私どものところに入ってきておりません。ファーマーズ以外の所を含めまして農産物の加工所を設けてより地産地消を進めていけるような状況ができましたら、それはそれで町はバックアップをしていきたいと考えております。

○議長 宮城清政君 11番 宮城寛諄議員。

○11番 宮城寛諄議員 ぜひバックアップして欲しいのですけれども、私は町がそういう方針を決めて農協とも手を組みながら、そういった農業の方針と言うか農産物そのものの販売ももちろんそうですけれども加工したのも販売していくという方針を示すべきではないかと思えます。そういった諸々の補助金の問題だとか、そういうことは町が一番よく分かるわけですし、農業政策を出すのはやはり町じゃないですか。役場じゃないのですか。私はそう思いますけれども、そのへんは農家の皆さん方が手を挙げて私たちがやりますというまでずっと待機だと、待っておくということなのですか。

○議長 宮城清政君 経済建設部長。

○経済建設部長 真境名元彦君 お答えいたします。そういうことではなくて、町としましても一括交付金を活用して、ものづくり産業展開プロジェクトだとかアグリチャレンジ事業等でいろんな商品開発等も行っておりまして、それはそれで農家の方々にも情報提供はできます。そういったものを活

用して加工品関係が進めていけたら私どもも喜ばしいことではありますけれども、今、農家の方々からの余った農産物の加工そのものに対する考え方と言うか今後の展開についても議論をしたことがまだございませんので、町としましては加工所関係についての議論はまだ進められていない状況となっております。今後はその状況により、町としましては先ほども答弁いたしましたけれどもできるだけバックアップはしていきたいと考えております。

○議長 宮城清政君 11番 宮城寛諄議員。

○11番 宮城寛諄議員 ぜひそのようにバックアップをして欲しいのですが、町が特に先導ではなくて農家の皆さん方が声を上げることも大事だと思います。前回の質問のなかでも例えば役場と生産者で構成する農村生活研究会のメンバー云々ありました。普及所、JA、いろいろ協力をし合っただけでそういう場はあるわけですね。農産物をどうしようかという場はあるわけですね。ですから、そういう場を活用して例えば第六次産業をどうするかなど町からのいろんな指導なり方針なりを出して、やってはどうかみたいなことができるのではないかと思います。以前、給食センターで南風原の野菜を使ってはどうかと言った時になかなか野菜の個数が集まらないから、加工品だったら加工して置いておけば必要なときに使えるとかそういう話も実はあったんですね。そういう意味では加工したもののほうが非常に使いやすいのではないかと思います。例えばカボチャなどは粉末状にしてケーキに入れたり、そばに入れたりいろいろやっているわけでしょう。そういうような活用の仕方を現在やっているわけですから、そういうことがもっと大々的にできるのではないかと思います。ですから、南風原町の農業と関係する所、消費する所、給食センターなどが入って、一緒に考える委員会みたいなものを作って地産地消をもっと進めるかたちがあってもいいのではないかと思います。農産物の地産地消を進める向上委員会みたいなものでもいいですし、加工するものでもいいですし、そういうものを作って町が音頭を取ってやっていくべきではないかと思います。そこは検討課題だと思いますけれども、今一度、どうですか。

○議長 宮城清政君 経済建設部長。

○経済建設部長 真境名元彦君 農産物の地産地消含めまして、今後の展望としましては、六次産業であります加工関係が今後の課題ではないかと考えております。ただ、カットして袋に詰めるカット野菜とは違いまして、加工品になりますとそれなりの商品開発関係も必要となってきます。今現在、商品開発されているものはいろいろあります野菜のうち、まだ数的にはそうございませんので、そういった方面も進めながら今後は需要に合わせて町も進めていきたいと考えております。

○議長 宮城清政君 11番 宮城寛諄議員。

○11番 宮城寛諄議員 ぜひそのへん進めていって欲しいと思います。ファーマーズの建設から始まって、もっともっと地産地消を進めていくということでの質問をやっているのですけれども、いろんな方法があると思うのですね。安全安心な野菜を地元の野菜を学校給食や保育所の子どもたち、皆さん方に提供する云々もありますし、それから先ほどもありました町農産物を利用したメニューの開発。そういったものを出す食堂、加工品の開発・研究、加工所、多品目の野菜農産物の栽培・生産、いろんなことが考えられると思います。そういうことを考える所が今ないような気がする。ですから、そういう所をぜひ町が中心になってやって欲しいと思います。要望して次に移ります。

クーラー代の件です。特に根拠はないとのこと。それから、割高ではないとおっしゃっていますけれども、皆さん方同じような人口の町村にも調査をされたと思います。私が調査に行きましたら南風原町からも電話がありましたというようなことを言っていました。それによりますと、読谷村の鳳ホールでは、もちろんホールは4,000円でちょっと高いですが、中ホールが1,000円、その他の会議室は全て500円となっています。北谷町も舞台は3,000円、ホールだけだと2万円、その他の会議室は400円。ただ、北谷町では南風原町の1,000円と比べたらしかし安いということで、読谷と比べるとだいたいそういう値段だと私は思います。それから、先ほど答弁がありましたように、ちむぐくる館。防災センターの研修室が500円、文化センターが300円となっています。だいたいそういった空調設備の燃費から言えばそれでもちょっと高いと思いますがそんなものでしょう。やはり1,000円というのは割高じゃないですか。皆さん方の所にも声が聞こえているでしょう。ホールを借りる際、町内の皆さん方には割引があったり免除があったりしますけれども、空調について1時間1,000円はちょっと高いという声が皆さんに聞こえてきていませんか。特段高いとはおっしゃっていないのですけれども電気料からいって高いと思いますがいかがですか。

○議長 宮城清政君 教育部長。

○教育部長 新垣好彦君 ただいま公民館研修室のクーラー使用料の件でご質問でございます。1,000円の根拠につきましては、先ほど教育長の答弁でもございましたように1,000円の根拠は出してございませんでしたが、条例改正の時に旧公民館従来どおりの提案をして承認をいただいたところです。それで今回の決算の連合審査会での説明と、総務民生委員会でも同様な質疑がございまして、そこでは根拠たる資料も出して町民には説明したほうが良いということがございました。それで設備関係を扱っている設計の事業所さんに町公民館の電気料金の算定をお願いしまして、こちらで計算をした数値がございまして、空調機には室外機と室内機、それから全熱交換機というのがあるようです。その負荷容量と言いますか、それと合わせたキロワットで出した数値です。電気料金には基本料金というものがあります。その基本料金と消費電力を合わせまして、また夏場（7月1日から9月30日）と冬場の2つの料金設定の仕方がありますが、夏季の料金でしますと基本料金の日にちと1時間当たりの電気料金をプラスしたものに消費税込みの1,072円という数字が出ております。1,000円という金額は妥当ではないかと考えております。

○議長 宮城清政君 11番 宮城寛諄議員。

○11番 宮城寛諄議員 今の答弁は室外機、全熱交換機とかあって基本料金が高いということなのかな。各部屋に入っているクーラーの燃費はどうなのですか。1,070円もかかりますか。

○議長 宮城清政君 教育部長。

○教育部長 新垣好彦君 電気料につきましては、この算定からしますと1時間当たり225円と出ております。それから先ほどの基本料金ですが、ここは大きい施設ですので、業務用の電力で料金が発生しているようです。その料金単価としましては、料金表から見ますと1キロワット当たり1711.80円で、それで計算をしてございます。月で言いますと基本料金が1日当たり768円になります。それに電気料金の金額を加えて消費税を加えますと、1,072円という数字が出ております。

○議長 宮城清政君 11番 宮城寛諄議員。

○11番 宮城寛諄議員 私はこの空調の燃費がどんどん下がってきていて、町民からすればこれだけの施設を借りて1時間1,000円もかかるのかと、そんなにかかるわけではないとなるのです。中央公民館は大きなホールを抱えているわけですから、それだけ大きい伝熱交換機など必要なのでしょう。そこを借りるときは、3,000円、4,000円とかかわるわけですがけれども、1つの会議室などを使うのに1時間1,000円もかかるのか。町民の皆さん方に生涯学習の場として利用してもらっているわけでしょう。それに全部、基本料金もおっ被せるというのはおかしいのではないですか。町民の福祉、町民の皆さんへ利用してもらおうと考えれば、せめてその部屋の料金ぐらいで済むのではないかと思います。そこまでくっ付けて割高にするのはどうか。ちむぐくる館でしたら500円、300円でしょう。だいたいそのようになるのではないかと思います。そのへんは検討する必要があると思いますけれども、全てものを町民におっ被せるのではなくて、実際に使った部分だけにするようにして欲しいのですけれども、今後の検討に値しませんか。

○議長 宮城清政君 教育部長。

○教育部長 新垣好彦君 ただいまの質問にお答えします。基本的には使った人は応分の負担をしていただくというかたちで使用料はクーラーも合わせて設定をしてございます。公民館の使用料については、町民は減免をしてございますのでサークルなどで研修室を利用した分については1,000円の料金をいただいているところです。その他に学校開放の夜間照明においても照明使用料を設定してございますので、そこを利用していない町民からしても、受益者負担の視点で料金を設定してございます

運営に当たってはそれより公平になるのではないかという考え方を持っています。

○議長 宮城清政君 11番 宮城寛諄議員。

○11番 宮城寛諄議員 応分の負担。確かに使っている方にはある程度出してもらい、それは分からなわけではないのですが、ただ、応分ということで基本料金もひっくるめてやるのはおかしいよと言っているわけです。例えば利用しない町民から使っている人がお金を払うべきではないかと言っていると、いろんな施設でそんなことを言ったら大変ですよ。では、学校を作るとして、学校に行かない子どもがいたら金を払わなくていいのかと、行く人たちで払いなさいとそうなりますか。ならないと思いますよ。運動場だってそうです。町民の福祉のために皆が利用できる、提供するというところで行政が作って、だから国からも県からも補助があってやるわけでしょう。その分はもちろん、ある程度負担をしてもらうのだけれども、それは燃費よりも多いような設定の仕方は止めたほうがいい、ぜひ検討をお願いします。

それから、国保特会のことはそのとおりですということです。私はこれまでどおり繰入を行う必要があるのではないかと思います。先ほども少し言いましたが、これまで国保特会に繰入をしたのは、料金のアップを抑えるということで、これは全国で行われたのですね。国からペナルティがあると言われながらも、やはり一般会計から入れて料金のアップを抑えるという意味があったわけです。だからそういう意味では、これだけ赤字が続いてくると料金アップにつながらないのかという不安が非常にあります。皆さん方は、今後、1県1つの保険になるということでそれに向かっているようですがそれも賛否両論あることまで問いませんけれども、また当面はアップしないというお答えをもらっていますがただ、担保が欲しいと思ったりするわけです。だからそのためには、一般会計から繰入をしておくのも必要ではないかということでこの質問をしたわけです。都道府県単位などの状況も踏まえながらということですので、ぜひ都道府県の状況としては一般会計からの繰入を控えているのかどうか、そのへんを調べて欲しいと思います。

鉄軌道に向けては、県では対処法を考えていないということですが、その前に国道329号沿いのことは4町村で10回ほどの勉強会を行っているとのことですが、そのなかでいろいろ出てきませんか。当町はどういうふうにしようと考えてきませんか。県については、対案を持っていないとのことですが、その勉強会の中でどういう話し合いがあって、どこまで進んでいるのか。その点をお伺いします。

○議長 宮城清政君 総務部長。

○総務部長 新垣吉紀君 10回行われているのは、鉄軌道ではなくてLRTについてでございます。この勉強会も主に専門の方々、研究なさっているの方々を呼んで、LRTについての知識、情報を収集している段階でございます。特に現在、国道329号のバイパスが建築中でございますが、それに伴っ

て交通量が少なくなる、よって現国道 329 号を使うほうが現実的であろうというこれはあくまで想定と言いますか、そういったまだ仮の段階の研究でございます。計画と言うよりは、研究の段階と言うのが現実的ですね。おおむね、ルートとしては那覇から与那原の東浜なのか、はたまた旧佐敷町までというのもございますが、確たるルートもなくして今は各地方都市で走っている L R T の状況とどのようになれば可能なのかというようなことについて、専門知識を有している方々からの情報を収集している段階でございます。

○議長 宮城清政君 11 番 宮城寛諄議員。

○11 番 宮城寛諄議員 この L R T についても、また鉄軌道についても渋滞が日常化している沖縄にとっては必要ではないのかと思います。ぜひ勉強会を進めて町の方針を出して頑張りたいと思います。与那原・西原に M I C E の大型施設がくるということで、それに向けてちょっと活発になるのではないかと思います。ぜひやって欲しいと思います。

最後にシルバー人材センターですけれども、これまでいろいろ行ってきてファミリーサポートも含めてですがだいたい 389 万、約 400 万円の町予算を入れてやっているようですが、そのなかで活動している皆さん方を見ますと、まちづくりでも 300 件あまり、新規就職のほうで 11 件とか、ファミリーサポートでは 798 件とのこと。この近辺で一番進んでいるのは、南城市ではないかと思って調べてみました。向こうの人材センターで行っていること、それから沖縄県では読谷が連合に入っているのですが、そういったいろんな取組がされていて非常に効果が上がっているというようなことを見ますと、ぜひとも必要ではないかと思えます。それから、団塊の世代の皆さん方の知恵や経験を利用できるという時代です。南城市では、月 10 万円の収入のある方もいらっしゃるようです。約 280 人の方が 1 億 89 万いくらかということで、年間でだいたい 44、5 万円やるというようなことがあるようです。それからその皆さん方は、それだけではなくてボランティア活動もする、尚巴志マラソンのときには道路の掃除をしたりという活動も地域の皆さんのためにやっているようです。そういった地域のシルバー人材センター。これまでのものを充実しながらとおっしゃっていますけれども、どう充実させるのか。私は、シルバー人材センターを設立するべきだと思います。以上です。

○議長 宮城清政君 休憩します。

休憩（午前 11 時 57 分）

再開（午後 1 時 01 分）

○議長 宮城清政君 再開します。通告書のとおり、順次発言を許します。3 番 大城 勝議員。

[大城 勝議員 登壇]

○3 番 大城 勝君 3 番 大城 勝です。通告書にしたがい質問します。質問は大きく分けて 5 つ

です。一括して質問したいと思います。質問1. 南風原町沖縄戦終結70年平和祈念事業について  
(1) 町が行う平和祈念事業の開催趣旨は、恒久平和を希求する町民の心と同じであると推量しますが、町行政の平和祈念事業に対する思い入れのほどを聞きたい。(2) どのような祈念事業が実施されてきたか。また、これからの予定・計画を知りたい。(3) 今までの祈念事業の開催で町民の関心度、反応をどのように捉えているか。(4) 平成24年度に600部数発行された『戦世の南風原(南風原町誌第9巻戦争編本編)』の書籍がある。ここに議会事務局所有の実物があります。この書籍は、祈念事業の趣旨に沿った読み応えのある書籍と評価したい。戦後70年平和祈念事業の一環として増冊編集して町民に廉価で配本できないか。

質問2. 健康増進の日の制定を。(1) 町の陸上競技大会は、町行事のなかでも町民が多く集まるイベントである。健康にとって運動することの大切さを町民に周知するために、その日を南風原町民の健康増進の日として制定できないか。(2) 日頃から健康に留意し、無理のない生活を送っている多くの町民にその生活スタイルを称える仕組みが作れないか。健康増進の日がプリントされたタオルの配布があってもいいと考えるがどうか。(3) 健康増進の日は、黄金森公園では陸上競技をとおして運動の面から協議が展開されるが、ちむぐくる館では健康展などを開催して保健、栄養の面から健康を考えることの催しができないか。

次に質問3. 南風原町産品の推進について。(1) 南風原産へちまの販売促進の一環で、「はえばる美瓜」の銘柄商品は誕生したと思う。はえばる美瓜の普及拡大のためにも、出荷する製品には「はえばる美瓜」のネーミングを入れるなどの工夫が欲しい。そのための町財政負担ができないか。(2) プレミアム付きはえるん商品券の売れ行きを知りたい。南風原町は、プレミアム率20パーセント、1人当たりの割り当て上限額が3万円などの売り出し条件だが、他の自治体と比べ本町の商品券の販売筋はどうか。また、町民の反応はどうか。(3) 南風原町のイメージキャラクター「はえるん」を刷り込み、南風原産品の愛用の文字をキャッチフレーズにして入力したシールを頒布できないか。そうすることで町民にまずは南風原産品を考えるという意識高揚につながると思う。

質問4. 緋会館の日曜日開館について。(1) 緋会館は、従来の日曜日閉館を見直し、日曜日も開館するとのことだが、このことは組織改革の表れだと評価したい。従来あるしきたりを変えるのは、そうたやすいことではないと考える。琉球緋組合の日曜日開館への流れは、町行政の働きかけがあったのか聞きたい。

質問5. サイエンスショーについて。サイエンスショー見学の目的・意義は何か。この見学は、理科離れと言われる児童を食い止める効果が期待できる。(2) サイエンスショー見学において、児童1人当たりいくらの必要経費となるか。過去の見学人数と予算額を知りたい。(3) 見学は、日頃の授業の一環だと思うが、その日頃の授業学習や家庭学習に見学は生かされているか。例えば授業のテストで見学内容からも出題がされているなど、家庭では親子で見学の内容を話題にしているか。(4) 数年前に見学した五、六年生は、もう中学生になる。サイエンスショー見学の効果を検証したことはあるか。中学校の理科教師の声はどうか。(5) このサイエンスショーの魅力は、大勢の観客が目の前で実演を見ることができ、感動体験を共有できるところにあると、私は実際に見学して感じ

た。今後もサイエンスショー見学の予定はあるか。以上です。ご答弁をよろしく申し上げます。

○議長 宮城清政君 副町長。

○副町長 国吉真章君 まず質問事項1点目の南風原町沖縄戦終結70年平和祈念事業についての(1)についてお答えします。戦後、疎開した児童の引上げ、再開の喜び等、焦土と化した沖縄、南風原の地で新しい時代を切り開いていく機運が高まってきた終戦後の昭和21年10月12日、現南風原小学校で役所業務が開始されました。全ての町民が等しく平和で豊かな生活が送れるまちづくりを進めることや、悲惨な出来事を風化させないためにも戦争の悲惨さ、命の尊さ、平和の大切さを伝え発信するための日として、平成25年3月定例会で10月12日を南風原町民平和の日と制定したところであります。今後も引き続き世界の恒久平和を願って平和行政に取り組んでまいります。(2)についてです。これまで平和祈念事業として大見武から南風原小学校まで当時の人々が歩いたであろう道のりを歩くピースウォーキングや役場町民ホールでのパネル展、町民平和の日に合わせた町慰霊祭等の事業を行っています。本年度は、沖縄戦終結70年の平和祈念事業として4月に「ガマ〜月桃の花」上映会282名来場、6月に「平和の願い〜歌は友だち2015」300名来場、南風原文化センターで「受け継がれる記憶〜ヒトからモノへ モノからヒトへ」の企画展500名来場と特別映画鑑賞会、8月にドキュメンタリーアニメーション「対馬丸〜さようなら沖縄〜」上映会90名来場、そして10月には平和コンサートを行います。(3)についてです。平成25年第1回ピースウォーキングは、約30名が参加し、当時の状況がよく分かったなど好評でした。町民ホールでの平和の日パネル展でも来庁者の多くにご覧いただきました。文化センターで開催した企画展や映画鑑賞会などの事業でも平和への思いを深くした平和の大切さを再認識した等、感想をいただき、参加された皆さんには平和の関心が高いと感じています。

質問事項2点目、健康増進の日の制定を(1)、(2)、(3)は関連しますので一括して答弁します。毎年9月は、健康増進普及月間となっており、テレビ、ラジオ、新聞等のマスメディア、ポスター、リーフレット等を活用し、運動習慣の定着や食生活の改善など健康的な生活習慣の実践、その重要性について普及啓発を図る取組が国や県、各市町村で行われています。本町においても南部福祉保健所との共催でイオン南風原店イベント広場での健康展やちむぐる館でのポスター展示、フードモデル等の展示を実施しております。このようなことから町が健康増進の日の制定を考えるとございますが、ご提案の率先して健康づくりに取り組んでいる住民を称える仕組みについては、今般の医療保険制度改革でも努力義務として位置づけられており、今後検討してまいります。

3点目の南風原町産品の推進について(1)であります。へちまを出荷する際の製品、パッケージへの美瓜の使い方については、現在、JAや南部農業改良普及センターなど関係者を含め、より効果的なブランド力を発揮のための検討を行っています。地域の生産農家の意向も伺いながら工夫をしていきたいと考えています。(2)についてです。商品券の販売は8月17日より開始し、4万6,700冊が7日間で完売いたしました。県内の商品券販売状況は、プレミアム率20パーセントの自治体が67パ

一セント、30パーセント以上が31パーセントあります。1人当たりの購入限度額5万円以上の自治体が53パーセント、本町と同じ購入限度額3万円の自治体は19パーセントとなっております。商品券の販売筋としましては、手続きの簡素化、旧盆前の発売、大型スーパーや24時まで対応可能な販売店舗加盟店が多かったことから、近隣市町村に比べて売れ行きも良く、町民の反応も良かったと考えています。(3)についてです。貴重なご提言、ありがとうございます。現在、そのような事業は計画しておりませんが、ご提案の南風原産品を第一に考えるという意識の高揚についてどのような方法に効果が得られるか事例などの調査・研究を行いたいと思います。

4点目、緋会館の日曜日開館について(1)にお答えします。緋会館の日曜日開館については、これまでも町内外から多くの声が寄せられており、町としても緋事業と町観光事業の今後の発展に寄与できるものとして要望を行ったところ、琉球緋事業協同組合が自主的に自治会や職員との意見交換や検討会を重ねた結果、日曜日の開館に至ったということがあります。以上であります。

○議長 宮城清政君 教育長。

○教育長 赤嶺正之君 大城 勝議員の質問事項1. 南風原町沖縄戦終結70年平和祈念事業に関するご質問にお答えいたします。(4)南風原町誌第9巻の件でございますが、南風原町誌第9巻戦世の南風原は、反響が良く在庫切れとなりました。今後、状況も確認いたしまして増冊等を検討してまいりたいと考えております。

質問事項5. サイエンスショーに関するご質問にお答えいたします。(1)でございますけれども日常生活では経験できない科学の不思議体験から児童の科学への興味・関心を高め、物事を考える力を体験してもらうために実施してございます。サイエンスショー実施後のアンケート結果から、サイエンスショーの鑑賞が児童の学ぶことに対する興味・関心の向上に一定の効果があったものと考えております。(2)平成25年度の予算は、329万7,000円、見学者が838名。平成26年度予算356万3,730円、見学者が820名。平成27年度予算が371万5,200円、見学者859名です。児童1人当たりの経費としては、約4,200円程度になると考えております。(3)サイエンスショーの趣旨と五、六年理科の内容とは違いがあり、直接テストに出題することはありません。ただし、興味を持った児童が夏休みの自由研究に関連した内容を取り上げたりしています。また、見学後の感想を日記に書かせることで親子で会話することもあったと聞いています。サイエンスショーは、児童の興味・関心を高めるには有効であると考えています。(4)でございます。中学校にはサイエンスショーの告知をしていないので直接的な検証はしてございません。ただし、理科の先生方からは、生徒の興味・関心を高める機会としては効果があると回答を得ています。サイエンスショーについては、小中学校とも継続を望む回答がありました。(5)でございますが、平成28年度も同事業が実施できるように計画してまいりたいと考えております。以上です。

○議長 宮城清政君 3番 大城 勝議員。

○3番 大城 勝君 ご答弁、どうもありがとうございました。それでは、再質問させていただきたいと思います。それと私の意見を述べたいと思います。南風原町の沖縄戦終結70年平和祈念事業についてですが、答弁のなかにも恒久平和を願う事業を多く行っていくとありました。この大戦ではわれわれ南風原の地でも多くの人が亡くなられました。この多くの御霊のことを思うとき、二度と戦争の道を辿ってはならないという強い思いは、誰もが願う平和への祈りへとつながるはずです。戦争のことが風化し、過去の歴史の一つの事象として過ぎ去っていかうとする時、戦後70年を経た今に町が平和への祈念事業の催しものを行うことは高く評価されて然るべきです。それから、今までにどのような祈念事業が行われてきたかということで、7つから8つの事業が行われてきたと答弁をいただきました。これからの実施予定では、平和コンサートを行うとのことですので、大成功に終わって欲しいと思います。それから平成24年度に600部発行された戦世の南風原の書籍は、増冊編集をして町民に廉価で販売できないかという私の質問に、今後増冊の検討もあり得ると答弁をいただきました。従来の書籍、戦世の南風原は字の大きさが小さく、高齢者にはもう少し読みやすくする工夫が必要であろうと思います。町は戦世の南風原を電子ブックでも配信していますが、中高年齢者などのインターネットを使いこなせない者には従来の書籍のほうが読みやすいと考えます。この従来の書籍には、手に取って紙の触感を確かめながら読めるという電子書籍にはない特徴があり、戦争体験をした中高年齢層にとってはまさにその紙の書籍が望まれると思います。この戦世の南風原の書籍を読みたいと切実に思う年齢層は、戦後70年の今となつては戦争体験者か戦後直後に生まれた世代なのかなと感じています。つまり、団塊の世代と言われた年齢層ぐらいまでなのかと、私の周囲に戦世の南風原の読書感を聞いてみますとそのように思わざるを得ません。それ以後の世代には、戦後70年間の時間はあまりにも遠いところの話に風化してしまっている感がします。しかし、だからこそ70年前に戦世で起こった出来事は町民の心の中に組み止めておくべき事柄だと思います。そのためには、この戦世の南風原の書籍がもっと多くの町民に読まれて然るべきとの思いです。先ほどもお話ししましたが、増刷などを検討したいとの答弁をいただきましたので期待したいところです。

それから、健康増進の日の制定ができないか提案しましたが、すでに健康増進普及月間があるとのことで理解しました。健康増進がプリントされたタオルについてですが、町民それぞれが健康増進月間期間は、健康に良いことを何か1つは行うことにする月間であってもいいと思います。ウォーキングを始めるとか、酒を控え体を休める月にするとか何か健康を意識する月間となるきっかけに健康増進のタオルを配布してはどうかということです。

次に、南風原町産品の推進について。はえばる美瓜の普及拡大についての答弁をいただきました。JAや農業改良普及センター、地域の生産農家などの意向も伺いながら普及拡大を工夫していくことと理解しました。ビューリーズというはえばる美瓜を応援する、町の少女たちで構成するダンスグループがありますが、そのグループは町のいろいろな催し、表舞台で活躍しています。へちまの美瓜にもシールなどを付けるようなことをして、日の目を見させて表舞台に出して欲しいという思いで質問しました。

次に、プレミアム付はえるん商品券についてですが、その売り出し条件の設定はうまく行っていていると見ています。プレミアム率割当額や各家庭へのハガキなどの通知方法などにおいて、他の自治体が新聞報道などで不手際が報じられているのとは比べ、本町の販売方式はよく調査研究されていると考えます。今年の暮れには、この商品券事業は終了しますが、今はその中間地点と言えます。年明けにはその事業の販売過程と結果をきちんと検証できるためにも、今後は町民の商品券の利用動向に注意し、いろいろな声をアンケートなどで集めるなり町民の生の声を拾うなどしておく必要があると考えます。今回の地方創生事業の一つであるプレミアム付はえるん商品券に関しては、町行政と町商工会がうまく連携していると評価しますが、今一度この連絡のあり方について、連携のあり方について町行政の考えをお聞かせください。

○議長 宮城清政君 経済建設部長。

○経済建設部長 真境名元彦君 今回、実施しましたプレミアム付き商品券の販売につきましては、直接町で対応ではなく商工会さんのほうに委託ということで行いまして、商工会さんの調査、努力のお蔭をもちまして先ほど勝議員からもお褒めいただいたとおりに無事完売にこぎつけた次第でございます。今回のプレミアム商品券につきましては、先ほど議員からもありましたとおり、かなり創意工夫がされておりまして、同率的な内容、例えば上限額3万円、プレミアム率20パーセントの同じ内容のなかでは突出して販売の実績を上げているような状況であります。最終的な精査はこれからではありますけれども、近隣の市町村に比べましてかなりこの販売方法やその他の率につきましてもかなり良かったのではないかと考えております。町行政の考え方としましては、今回のプレミアム商品券販売は上々な結果ではなかったかと考えております。

○議長 宮城清政君 3番 大城 勝議員。

○3番 大城 勝君 どうもありがとうございます。今後もこのような内容のものがあれば、今回のような方式を取り入れて、調査・研究をしてやっていただければと思います。どうもありがとうございました。

次は、南風原町産品愛用の文字をキャッチフレーズとして入力したシールを頒布できないかについてです。今議会の初日に、町商工会からの陳情議案を本議会は全員で可決しました。地元産品、つまり南風原町産品を優先使用してくれとの陳情を可決したものであります。町行政は、その要望に応えるべく町民の意識を上げるための行動をしてもよいと思います。答弁でも町民への意識高揚について調査・研究されることと理解しました。

それから、緋会館の日曜日開館について。緋会館が日曜日も開けるというその波及効果は、緋事業だけに留まらず、南風原町発展のためにも大きな意義があると思います。現代の多くの人々は生活様式が多様化するなかで日曜日の余暇時間をどのように過ごすか模索している感があります。緋会館は、

そのような人たちにも目を向け、文化センターや観光協会とうまく協調し、町内外からの観光観客の誘致に一工夫できるのではないかと考えます。ここで想像してみてください。絣会館で絣の着物を着付けした人たちが、絣会館を拠点に少し柔らかくなった秋の日差しを受けかすりロードを散策している姿は風情があります。路地を通りながら家々から聞こえてくるのは機織りの音です。私が今付けている上着は、琉球絣の柄がワンポイント入った洋服ですが、私はいつか「くずれ格子」鳥柄で紺地の絣の着物をつけてくつろいでみたい。琉球絣の着物姿の男性が、かすりロードを歩く姿が違和感なく絣の里に容易に溶け込むほどになって欲しい。私の世代には、私のような思いを持つ者がまだまだいると思います。絣組合は、消費者の欲しがる商品などその開発や効率的な販売方法にも研究・努力をし、市場拡大を図る活動に精を出して欲しいと思います。つまり、マーケティングにしっかり力を入れてやって欲しいという気持ちです。今後、絣組合を町行政が連携し合ってわが町の伝統工芸の一つでもある絣事業が盛り上がりて欲しいと思いますが、絣事業の市場拡大を含め町行政の考え、思いを聞かせてください。

○議長 宮城清政君 経済建設部長。

○経済建設部長 真境名元彦君 先ほど議員がおっしゃいました絣の着物を着て、例えば本部や照屋のかすりロードを散策している姿を思い浮かべますと非常に風情のある風景ではないかと考えます。そのように、絣の着物等が何か行事があるときだけではなくて、平生から身近に感じられる絣になるように町行政としましてもこれまで以上に絣に対して支援をしていきたいと考えております。

○議長 宮城清政君 3番 大城 勝議員。

○3番 大城 勝君 どうもありがとうございました。

次は、サイエンスショー見学についてです。児童1人当たりいくらの必要経費となるか、つまり、このサイエンスショーの費用対効果はどうかを問うているわけです。先ほどの答弁で1人当たり約4,200円程度だとありました。ただ単に、金銭面から見ると少し金がかかっている感じがします。しかし、子どもたちの科学する心、感動する姿を見るとき、十分に費用対効果は高いと見ています。このサイエンスショーは、一括交付金事業ですが、将来も継続して開催を考えるとやはり財源の捻出が課題だと考えます。サイエンスショーの誘致に他の自治体と連携をし合っただけの経費削減を図る手があってもいいと考えます。今回、私は議員の立場から見学させてもらいましたが、一般の父兄にも十分ためになるショーである。今後、続けて計画してもらいたいという思いです。今日は5つの大きな質問をさせていただくためここに立たせていただきましたが、町行政の誠意あるご答弁をいただき感謝いたします。これで3番議員大城 勝の質問を終わります。

○議長 宮城清政君 暫時休憩します。

休憩（午後1時32分）

再開（午後1時43分）

○議長 宮城清政君 再開します。通告書のとおり、順次発言を許します。5番 照屋仁士議員。

[照屋仁士議員 登壇]

○5番 照屋仁士君 それでは、通告書のとおり質問させていただきます。大きく2点質問をさせていただきます。一問一答でさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

去る7月29日から31日にかけて滋賀県大津市にある全国市町村国際文化研究所（以下、J I A M）で開催されました議員研修に参加してまいりました。J I A Mでの研修は、議員対象、職員対象で他分野多岐にわたり年間数十回も開催されています。これまで議長会などからご案内等いただいておりますが、旅費もかかることからなかなか参加できずにおりました。昨年4月から施行された政務活動費を活用させていただき、今回初めて参加いたしました。研修内容はもちろん、全国市町村から抽選され参加された意識の高い議員の皆様方と研修、演習をとおして意見交換できたことは大変意義深いものでありました。ぜひ同僚議員の皆さんや職員の皆さんにもお勧めいたします。さて、今回の研修のテーマは、地方議員のための政策フォーラム、政策実現のための条例制定に向けてと題し、議員提案で条例制定をするための研修・演習でありました。テーマとして議会基本条例、住民参加条例、住民活動推進条例、空き家等の適正な管理に関する条例の4つの分野に分かれて勉強をしてまいりました。今回の研修をとおし多くの学びがありましたが、実際に本町行政に生かしていくためにも現時点での考え方を整理し今後深めてまいりたいと思っておりますので質問いたします。

1. 空き家、空き地対策で地域活性化を。平成27年5月26日、空き家対策等の推進に関する特別措置法が完全施行されました。放置された空き家（敷地内の樹木や構造物、空き地を含む）の適正管理を促し、周辺の生活環境の悪化を防ぐのがその趣旨であります。全国的な人口減少や核家族化、急速な高齢化などさまざまな背景により多くの空き家が社会問題となっています。全国で820万棟、また400を超える自治体がこの空き家条例を制定しております。今回の研修でもそれぞれの地域の実情からさまざまな観点での条例案が発表されました。南風原町において空き家から派生する景観や近隣への影響や問題はないか。また、10.76平方キロメートルという非常に狭い町面積の上、道路網や農地など限られた土地利用の狭間で居住地や商業地において土地を有効利用していく上で条件整備が必要ではないかとの観点から次のとおり質問いたします。1つ目に、町内での空き家、空き地の現状はどうか2つ目に、本町では空き家、空き地などの対策はあるか。3つ目に、空き家条例の必要性はあるか。以上、よろしくお願いいたします。

○議長 宮城清政君 副町長。

○副町長 国吉真章君 それでは、質問事項の1点目、空き家、空き地対策で地域活性化を（1）に

ついてお答えします。空き地等対策の推進に関する特別措置法が定義する空き家及び空き地の調査は行っておりませんが、倒壊の恐れや周辺に迷惑を及ぼす可能性のある管理されていない特定空き家等については、本町及び各自治会長への調査においては確認されておられません。（２）についてです。現時点では特別な対策はありませんが、草木の繁茂等による隣地へ影響あるものについては、個別の通報等で対応しております。（３）です。ご質問の件が地域問題となっている市町村もありますが、現時点において本町が把握している範囲では、周辺に危険や悪影響を及ぼすおそれのある特定空き家等についての確認や報告はありません。しかし、今後は安心安全なまちづくりや土地の有効活用の観点からある一定のルール作りは必要になると考えており、どのような方策が良いか今後検討をまいります。

○議長 宮城清政君 5番 照屋仁士議員。

○5番 照屋仁士君 それでは、再質問にまいります。まず1点目、具体的な調査は行っていないけれども、聞き取りのなかでは特定空き家に当たるものはないとご答弁をいただきました。皆さんのお手元にもお配りされていると思いますが、国土交通省が出している空き家対策等の推進に関する特別措置法の概要がございます。定義で申し上げますと、この法律が規定する空き家等とは、建築物またはそれに付属する工作物であって、居住または使用がなされていないことが常態であるもの及びその敷地、ただし、国または地方公共団体が所有し管理するものを除くと定義づけがされております。つまり、常に住んでいない状態、そしてまた使用がされていない状態ということで空き家と空き地を含むというのがこの定義づけになっています。その下に法律の規定する特定空き家等というのが記載されておまして、主には崩壊の危険がないか、衛生上の危険がないか、管理が行われていない、または周辺生活に影響するというような趣旨で特定空き家などが制定されております。今の答弁のなかでは、聞き取りではこの特定空き家に関するもの、要するに被害の及ぶ可能性のある特定空き家に当たるものはないとのことですが、調査を行っていないわけですから、この法律の定義している通常空き家に当たる者の件数実態などは把握していない。そのような考え方でよろしいでしょうか。お答えいただきたいと思います。

○議長 宮城清政君 総務部長。

○総務部長 新垣吉紀君 今回、議員ご質問の家屋等対策の推進に関する当別措置法で定義する空き家についての個別の調査は行っておりません。先ほどの答弁のとおりです。それで、土地家屋統計調査という従来の調査で、ここに居住世帯のない住宅という項目があるのですが、建築中とか例えば賃貸住宅で入れ替わりのとき、売り出し中と言いますかそういうものも含めての空き家という定義であって、そこで言う統計調査との関連性、この法律とダイレクトに比較することはなかなかできない。今回のご質問の法律による調査は行っていないというのが現実であります。先ほどお話ししましたが、

自治会長の皆さんからの各地域への聞き取り、区長の確認や地域の皆さんの声、そういったものがありますかという問いに対して特にないというレベルのものでございまして、われわれが直接地域をくまなく見て歩いた調査ではないということをご理解いただきたいと思います。

○議長 宮城清政君 5番 照屋仁士議員。

○5番 照屋仁士君 この1点目、空き家・空き地の現状把握という観点です。この法律が想定しているように、またこの法律の内容にもあったとおり、近隣住民に迷惑をかけないというのが大きな趣旨であります。ただ、私の質問している内容として、この南風原町の限られた面積、わずかな土地の中でぜひとも空き家・空き地を有効活用していく必要があるのではないかと、そういう観点で申し上げております。そういう部分では、定義されているものもございませけれども、生活実態のない家、例えば大通り沿いの利用実態のない店舗、当然貸出している店舗はいいと思いますが、通り沿いや商業地に類するような所でそういったものがないかどうか、この研修を通しては中心商店街の空き店舗化それも空き店舗であればいいのですが店舗として貸し出しできない状態になっても放置されているとかそういった事例が数々報告されております。被害を及ぼす状況にはないにしてもその市町村のなかで空き家の現状把握が必要ではないかと考えております。その点、どう考えるかお答えいただければと思います。

○議長 宮城清政君 総務部長。

○総務部長 新垣吉紀君 おっしゃるこの法律の趣旨が、まずは安心安全なまちということで、災害による倒壊だとか火災、衛生上の問題、それから根底にはせつかくある資産は有効に活用して経済においても活性化してくれということだとは認識しております。先ほどの答弁でも触れていたのですが地域によっては俗に言うシャッター通りとか、個別の商店で非常に活気だっていたところが、郊外型の大型店が入ることによってという、全国的にも課題になっているところはあると思います。また、両親がやっていたけれども子どもは跡を継がず仕事に就いたとか、そういったさまざまな個別の課題地域としてのいわゆる人間が減る過疎化ではなくて、店舗・商店街がどこかに移動したなどそういった課題もあると思います。本町については、幹線道路では土地の需要も高く、そういった店舗がなかなか確認できていない。今までそういった課題が顕在化されていないことからすると、南風原町にとって今現在の重要な対策課題にはなっていないとは考えています。ただ、答弁でも触れていますように、今後はこういったことについてもやはり状況をまずは把握していく必要はあるだろうとは思っています。この法律ができて固定資産の課税の情報もそれに活用することができるということも網羅されておりますので、今後こういったことも含めてデータベース化しなさいと努力目標が掲げられています。そこはそこで踏まえて今後、調査・検討課題になると思います。

○議長 宮城清政君 5番 照屋仁士議員。

○5番 照屋仁士君 ありがとうございます。3番目の質問のなかで今後の必要性については検討すると述べられていますが、順を追って進めていきたいと思います。

2番目の空き家・空き地などへの対策ということで、現在、草木の繁茂等による隣地への影響のあるものは通報を受けた時点で対応しているということですが、草木の繁茂以外にも倒壊、台風による飛散、また不法投棄、害虫害獣などの被害が考えられるわけです。これは法律の趣旨のとおりのものですが、これについても苦情や処理などどういったものを実際にやっているのか教えていただければと思います。

○議長 宮城清政君 総務部長。

○総務部長 新垣吉紀君 まず地域への聞き取りからすると、特にはございませんということでした。住民環境課の環境班の観点からすると、年に何回か隣地から、またこれはご質問から少し逸れると思いますが隣地は住んでいるけれどもあまり草木を手入れせずにお隣へ草木が侵入しているとかそういったものも含めて空いた屋敷の草が繁茂して何らか、例えばハブが出るのではなかろうとかというのは年に何件かはあるとのことですが、頻繁にあるということではないようです。今年度も1件、向こうの屋敷の草が伸びていますということがあって、地権者に連絡して対応していただいたということがございます。

○議長 宮城清政君 5番 照屋仁士議員。

○5番 照屋仁士君 隣地からのクレームには仲介対応しているとのことですが、本当に必要なことだと思うのですよね。隣同士であるが故に、言いたくてもなかなか言えないとか、また私有財産ですので個人が個人同士でというわけにはいかないのかというところで、それを防ぐ上でも条例は有効なのかと考える部分もありますが、現状はその個別の対応で足りていると理解してよろしいですか。

○議長 宮城清政君 総務部長。

○総務部長 新垣吉紀君 現段階ではそういった対応で、大きなトラブル、問題はないということでございます。

○議長 宮城清政君 5番 照屋仁士議員。

○5番 照屋仁士君 ありがとうございます。それを聞いて安心しました。これからも対応をお願い

したいと思います。

次に、この空き地空き家ですけれども、視点を変えて、先ほど申し上げました利用促進、地域での特に住宅密集地や商業地などでもありますけれども、以前にも奈津江議員からは民泊で活用してはどうか、洋文議員からはルームシェアを進めてはどうかという質問もあったわけですが、そういった空き地空き家利用促進の観点での対策があるのかどうか教えていただければと思います。

○議長 宮城清政君 総務部長。

○総務部長 新垣吉紀君 お答えいたします。おっしゃるとおり、全ては個人資産でございまして、地権者の意向によるもので決まっていくと思います。町としてはこういった土地を実際には活性化してくれという個別の策は現在ございません。ただやはり、税制上、住宅軽減等もこの特別措置法ができた後に、総務省税務局からも通知が届いているようにしっかりと管理されていない空き家に関しては住宅軽減を外すといったこともございます。何も使わずにずっと固定資産はかかるということもございますので、そのへんはやはり有効に活用していただきたいということがございますが、何せ個人の土地でございまして、個人の土地利用の考え方によります。ただし、周辺に迷惑にはならない管理はしていただくというのは基本だと考えておりますので、そういう管理不行き届きのものについてはしっかりと対応していきたいと思います。

○議長 宮城清政君 5番 照屋仁士議員。

○5番 照屋仁士君 ありがとうございます。今までの答弁も含めてご質問しますけれども、この国による法律が平成26年11月に公布され平成27年2月26日に施行されているところで、特措法が定められ公布されているわけです。この法律に則って何か町でも新たな条例ですとか準備を進める必要はないのかどうか。その法的な必要性について教えていただきたいと思います。答弁のなかでは一定のルール作りとありますけれども、この特措法ではさまざまなことができるようになるとか、それについても税制上の優遇だけではなくて市町村の行う事業に関しても財政上の措置が講じられるとあるわけです。そのへんも踏まえて何か準備しているものがあるかどうかお答えいただければと思います。

○議長 宮城清政君 総務部長。

○総務部長 新垣吉紀君 この法律による空き家対策として本町がこれから何をしようという具体的なものはございません。ご質問にも条例の必要性ともあるのですが、それについても先ほど来、お答えしているように本町にとっての喫緊の課題というものではないかというのはあるのですが、法律では国は基本指針を策定する、これに基づいて空き家対策計画も策定するよう努力義務、努めなさいとなっていることがございます。ですから、今後やはり本町の事情を見ながら、ある程度のルール作り

というのか、そういったものに向けて調査は必要ではあると考えています。

○議長 宮城清政君 5番 照屋仁士議員。

○5番 照屋仁士君 私のこの質問も、条例がありきということではなくて、土地・建物による被害防止などといったのは当然必要なことではありますけれども、やはり冒頭でも申し上げたとおり利用の促進、財産の有効利用、また現状の把握が私有財産については非常に難しいかという観点からもこの空き家条例を制定することがその根拠となり得るのではないかという視点で質問をいたしました。これについては想定される被害、現状把握にもこれから努めるということですので、そのように進めていただければと思います。

それでは次に移りたいと思います。質問2番目、住民参加を促進する方法は。平成26年1月1日に議会基本条例と併せて、南風原まちづくり基本条例が施行されました。私は今回の議員研修でもテーマにある住民参加条例や住民活動推進条例が先に施行された基本条例の枝葉となり、具体的に協働を推進していくものだと期待して学んでまいりました。しかしながら、さまざまな市町村の条例、また研修参加者との意見交換のなかで感じたのは、それぞれの市町村の背景や環境の違いが大きく制定済や演習でまとめられた条例の内容は少し本町にそぐわない内容ではないかという率直な感想でありました。ただ、協働のまちづくりを掲げる本町行政において、住民参加や参画については必要不可欠であるし、これからも推進していかなければならないことは言うまでもありません。それぞれの条例から学び、具体的な方法については取り入れていくべきだとの観点から質問をいたしました。1つ目に、住民参加について南風原町まちづくり基本条例から説明をしていただければと思います。

次に、住民参加条例、住民活動推進条例を検討したことはあるか。また、どう評価するかお答えいただければと思います。

3つ目に、住民参加を促進する方法を第五次総合計画と関連付けて検討してはどうかおこたえいただければと思います。

○議長 宮城清政君 副町長。

○副町長 国吉真章君 質問事項の2点目、住民参加を促進する方法は(1)についてお答えします。本町のまちづくり基本条例では、まず前文から町民参画のもと協働でまちづくりを推進することの必要性を唱え、第2条第1項第7号で、参画とは町民が施策の立案から実施及び評価に至るまでの過程に主体的に加わることと用語の意義を掲げております。第21条で意見公募手続きとして、いわゆるパブリックコメントで町民の意見を聴取することとし、第24条で参画及び協働の推進等々であります。

(2)についてです。本町においては、第四次総合計画において、まちづくり基本条例の制定を掲げておりますので、住民参加条例及び住民活動推進条例ともに検討したことはありません。それぞれの市町村で各々に合った条例を制定されていると思いますので、本町は制定済のまちづくり基本条例

で住民参加を推進してまいりたいと考えています。

(3) についてであります。本町のまちづくり基本条例にも住民参画が盛り込まれていること、また第四次総合計画の策定の際にも住民会議を設置して広く住民の皆さんと一緒に策定し、まちづくり目標一として「みんなで考え、みんなで創るわくわくするまち」の中で住民参画を掲げています。第五次総合計画も同様に住民参加の促進に努めてまいります。以上です。

○議長 宮城清政君 5番 照屋仁士議員。

○5番 照屋仁士君 ありがとうございます。まず、(1) まちづくり基本条例の中からと申し上げましたので、皆さんのお手元には例規集1の103ページ最初にまちづくり基本条例が載っております。今、条文を挙げて説明していただきましたが、私も改めて読み直しました。前文に町民の自覚と協働が必要、ゆいまーる精神という独自の言葉も使われています。そして2条の1では、町民とは在住者、在勤者、そしてまた団体を指しております。7条では町民の役割が記載され、19条では審議会などへ町民を参加させる、また20条では町民からの意見にどう応える、24条では参画の機会を確保する、26条で地域コミュニティへの参加等々掲げているわけですが、基本条例ですのでその具体的な手法や基準などについては記載されていないということでもあります。今回、研修に参加してみて住民参加条例、住民活動推進条例というものを勉強していったわけですが、どの自治体もまちづくり基本条例があってその枝葉となる内容が住民参加条例であったり住民活動推進条例でありました。特に象徴的なのは、大阪府の箕面市が平成9年にまちづくり基本条例を制定して、その後に住民参加条例、そしてまたその次に住民活動推進条例と続けて条例を制定しています。それぞれの市町村の条例の成り立ちですとか、時間軸は別として、町政の最高法規であるまちづくり基本条例に基づき、具体的な手法や基準、また方法などが他の条例、規則、そして計画に反映されなければいけないと理解しているわけですが、その考えでよろしいかどうかお答えいただければと思います。

○議長 宮城清政君 総務部長。

○総務部長 新垣吉紀君 お答えいたします。先ほど来、議員も触れられておりましたが、南風原まちづくり基本条例は本町の最高規範と位置づけられておりますので、それを他の条例、規則、計画に当然反映されていくものだと考えています。

○議長 宮城清政君 5番 照屋仁士議員。

○5番 照屋仁士君 ありがとうございます。最高規範ということで、当然反映されていくと確認いたしました。2番目に移りますけれども、この住民参加条例、住民活動推進条例、こういった条例があるのも私はその受講がきっかけで知りましたし、またどういった内容なのかも事前に知っていたわ

けではありません。いろいろの市町村でそういった条例制定がされているということですが、私の分析と言いますか感想のなかでは、まちづくり基本条例の枝葉として条例化をしていく、要するに具体化をしていくため、手法を明確にするために条例化をしていったのではないかとその内容から推測しました。ですから、単純にまちづくり基本条例を推進していくとご答弁をいただいておりますが住民参加条例ですとか住民活動推進条例の中身についても分析・評価をしていただければと思うわけでありまして。これまで分析や検討、この内容について評価したことがあるのか。また、今後そういったことを考えるのかどうかお答えいただければと思います。

○議長 宮城清政君 総務部長。

○総務部長 新垣吉紀君 本町のまちづくり基本条例は、平成26年1月から施行されていますので、比較的と言いますか早い時期にまちづくり基本条例が制定された時は、協働、住民参画はうたわれていなかったということで、そのあとにこれを特化した住民活動条例とか参加条例ができたと私が調べた範囲内ではございました。本町のものが平成26年でするので、既に住民参加、協働というのは非常に全面に出されておりましたので、本町の条例はそれとかなり盛り込まれているのではなかろうかと考えています。ただ、議員からございましたように、他の自治体ではそういった活動等の条例も制定されているところもございますので、これはどういったものか調査する必要はあると当然考えています。

○議長 宮城清政君 5番 照屋仁士議員。

○5番 照屋仁士君 今言ったとおり、まちづくり基本条例については、先進自治体があるわけですが、後発の良いところというのは他の自治体の足りない部分または先進自治体の良い部分を集めて条例化できるころだと思っておりますし、それは当然盛り込まれていると理解しています。ただ、冒頭にもあったとおり、具体的な手法や基準については他の条例または施策に反映されていかなければいけない、そのように感じます。少し紹介をいたしますが、住民参加条例では私も5つの市町村の条例を見ましたけれども、ここで問題となっている解決したい課題というのはコミュニティの希薄化や増え続ける行政需要への市民参加、または市民が公共を担わなければいけない、そうでなければ手が回らない、そういう責任の裏付け、または一部の利害者やクレーマーのためにもその条例が必要だったのではないかと評価しています。住民活動推進条例については、主には市民公益活動という名の活動団体が活動拠点を持ったりまたは財政支援を受けたり指定管理や委託を市町村の公的なものから受ける、そういったものが主で、これも現状では本町にとっては間に合っているかと私も理解しております。ただ、その住民参加条例や住民活動推進条例を分析してみて感じることは、両条例とも具体的な手法や記述または評価、非常に良いところもたくさんありますので、この本町に合ったニーズをしっかりと分析していくことが必要ではないかと考えています。つまり、条例ありきではなくこの目的達成のためにそういったものをしっかりと施策または他の条例に盛り込んでいく視点が必要だと思っております。

それを踏まえて3番目に移りますけれども、つまり具体的な手法や基準などを行っていくためには、本町としても一番大きな計画である、これから作られる第五次総合計画があるわけですので、この中に関連付けて各項目を盛り込んでいってはどうかと考えております。これについても具体的に住民参加の促進を盛り込んでいくと答弁はいただいているわけですが、この総合計画の中に私の分析してきた次のような項目も検討していただければと思います。9つありますので、読み上げたいと思います。まず1つ目に、町民提案手続き。具体的には18歳以上の皆さんが10名以上の連名で政策提案をしていく。これは当然、私の分析してきた中で具体的に条文化されているもののなかから抜き出していますので、これを必ずやりなさいということではなく検討して欲しいということですのでそういうご理解をお願いします。2番目にパブリックコメントですが、現在本町でも行っておりますが、そのパブリックコメントの具体的な方法を明示する、そしてまた努力義務を課す、そういったことが行われているみたいです。そして次に、広聴会、座談会、審議会ですけれども、公表の仕方と行政への拘束力を明確にする。次に自治会の役割です。住民の原則参加や町政への参加をしっかりと盛り込む。5つ目に、まちづくり協議会であったり百人委員会と呼ばれるようなまちづくり団体です。これは組織づくりありきではなく、人選や役割などをしっかりと検討していく必要があると思います。次に6番目に、町民公益活動団体。これは新たに団体を作るという考えだけではなくて、今ある団体の啓発や支援の拡充を想定してはどうかと思います。7番目に、公共サービス参入機会の提供です。財政的な視点だけではなく、指定管理や委託業務、対象の企業・団体などさまざまなところに幅を広げることが必要かと思います。8番目に、地域サポートセンターということで、公民館に代わる新たな施設であったり、既存の公共施設の利用の見直し、また各地区公民館の借用をしたり、活用をしたりというような考え方があります。そして最後の9番目に、住民投票であります。要件の明確化や住民投票による拘束力の明示が必要かと思います。以上、9点挙げましたけれども、個別にお答えいただく必要はないのですが、これまでの研修をとおしてこのようなことが具体的手法として考えられるのではないかと考えています。以上の点も第五次総合計画のたたき台と言うか審議の検討事項にはなるのではないかと思いますので、それについて検討いただければと思いますがいかがでしょうか。

○議長 宮城清政君 総務部長。

○総務部長 新垣吉紀君 情報提供をありがとうございます。この第五次総合計画の策定は、既に住民会議も立ち上げて職員も一緒に策定していくということで双方50名弱のメンバー、住民からは20名余の皆さんに応募いただいて参加していただいております。当然、住民参画ですので、議員からのご提案も含めて、情報を提供して、この新たな本町の指針となる総合計画に向けてこういった手法もいかなものかということでもたたき台にはさせていただきたい。また、総合計画で位置づけるという手法もあるのですが、条例ではなくて住民参加のあり方という一つの指針、ルール作りとして要綱でもいいのか、そういった面も含めて幅広く検討させていただきたいと思います。どうもありがとうございます。

○議長 宮城清政君 5番 照屋仁士議員。

○5番 照屋仁士君 ありがとうございます。今回、私も20近くの市町村の条例の比較をするような研修の機会をいただきました。非常に情報量も多くて大変だと思います。今、第五次総合計画策定の真最中ということで、町民の皆さんと協働して作っているということです。情報量が非常に溢れるなかでの確にいろんな検討課題を提供していただいて、また機会があれば今言ったような提案も盛り込んでいただければと申し上げまして終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長 宮城清政君 休憩します。

休憩（午後2時24分）

再開（午後2時35分）

○議長 宮城清政君 再開します。通告書のとおり、順次発言を許します。1番 知念富信議員。

〔知念富信議員 登壇〕

○1番 知念富信君 では、通告書にしたがいまして3点質問をいたします。まとめて質問いたしまして、それから一問一答にいきたいと思いますのでよろしくお願いします。

まず1点目、大名地内の道路決壊の早期復旧をということであります。（1）大名地区の町道10号線道路決壊の原因は何か。（2）道路決壊の下で造成工事が行われていたが、申請はどのように受理したか。（3）町道10号線の道路計画に支障はないか。（4）幹線道路として広く活用されていた道路である。迂回路の看板掲示はされているか。

2番目、里道の建造物撤去をということでございます。（1）南風原兼城31番地の住宅前里道を個人用地として主張してブロックを積み封鎖している。行政にて対処できないか。（2）里道の建造物はどのように対処するか。

3番目、芝管理の拡大をということでございます。（1）黄金森野球場、本部公園の芝管理はどうなっているか。（2）芝管理人の育成の取組を行っているか。（3）町管理の公園で芝管理人による芝の維持管理が必要なところはないか。以上、3点でございます。よろしくお願いします。

○議長 宮城清政君 副町長。

○副町長 国吉真章君 質問事項1点目、大名地内の道路決壊の早期復旧を（1）についてお答えします。7月20日からの大雨時に、道路沿線で住宅開発に伴う造成工事の影響により地滑りが発生したことが道路の一部決壊の原因であります。（2）についてです。開発行為は、県の許認可業務となっており、平成27年1月13日付けで開発行為の申請が県に提出されており、県からは6月30日付けで

許可通知を聞かされております。(3)についてです。町道10号線の道路設計において当該箇所は鋼管杭による地滑り対策工法で予定しており、道路計画に支障はないものと考えております。(4)についてです。町道10号線は、交通量の多い幹線道路であることから、通行止めによる規制は道路交通情報センターや町のホームページで周知を図るとともに、現場においても大名側、東新川側に迂回路等の看板を設置して対応いたしました。現在は、道路決壊の復旧を終えてすでに9月19日には通行の規制解除を行い道路使用が可能となっております。

質問事項2点目、里道の建造物撤去を(1)、そして(2)は関連しますので一括して答弁します兼城31番地の町有地である里道敷にブロック積みがされていることから、占拠者に何度か説明し改善を求めています但理解してもらえない状況です。現在、その家族、子どもさんに事情を説明し、改善するよう町政をしております。

質問事項3点目、芝管理の拡大を(1)についてです。町の維持管理作業班により芝の管理を行っています。(2)についてです。芝管理人の育成については、沖縄県が芝人事業として平成27年度も芝管理人の育成を行っています。本町は、平成26年度に沖縄県の芝人事業で技術を取得した方を嘱託職員として採用しております。(3)についてです。現在、芝管理人が管理している陸上競技場の芝管理状況を勘案し、今後は町が管理している各公園の芝についても芝管理人の技術を活用して対応していきたいと考えています。以上です。

○議長 宮城清政君 1番 知念富信議員。

○1番 知念富信君 どうもありがとうございました。順次、再質問をしたいと思います。7月20日の大雨で道路が決壊したと報告を受けておりますけれども、この道路決壊の原因は造成工事によるものと思いますけれども、その地権者、請負業者は過失を認めているかどうか答弁をお願いいたします。

○議長 宮城清政君 経済建設部長。

○経済建設部長 真境名元彦君 お答えいたします。町道10号線の道路決壊の原因につきましては、住宅開発に伴う造成工事の影響で地滑りが発生したということで先方も認識しておりまして、既に先ほど答弁がありましたとおり、9月19日にはその復旧を全面的に終えまして、道路の開放を行っております。その復旧に係るものにつきましては、原因者であります住宅開発の業者さんで全て行っております。

○議長 宮城清政君 1番 知念富信議員。

○1番 知念富信君 その決壊した所は、下からH鋼で掘られて、そこに鉄板を中に埋めて立ち上がりまできている状況で、その裏側にはトン袋が積まれた形で復旧はされていますけれども、仮設の材

料はそのままの状態に置くのか、造成が終わったら抜いていくのか。そのあたりはどのような報告を受けていますか。答弁をお願いいたします。

○議長 宮城清政君 経済建設部長。

○経済建設部長 真境名元彦君 お答えいたします。現在の仮設の土留めにつきましては、住宅の工事が完了すれば抜くということで聞いております。住宅そのもの、建物が土留兼用の構造になっていると聞いておりまして、今の仮設は建物が完成すれば不要になることから抜くと思われま

○議長 宮城清政君 1番 知念富信議員。

○1番 知念富信君 仮設でH鋼が入って、その土圧をH鋼が支えていますよね。その造成が終わって建物が建って、そのH鋼を抜くとなった場合、現在の土留めのところが崩れる形になりますので、そこは施工者に注意をしていますか。抜いた後、土圧がかかって下がる可能性はありますよね。きちんと施工業者に注意しなければ、二次災害が起こる可能性もありますので、そこはやっているのかどうか答弁をお願いします。

○議長 宮城清政君 経済建設部長。

○経済建設部長 真境名元彦君 お答えいたします。建築が完了しますのは、半年ほど先にはなりますけれども、実質的に建物が完成し、仮設構造物の撤去の際には町としましても直接指導していきたいと考えています。

○議長 宮城清政君 1番 知念富信議員。

○1番 知念富信君 ぜひそのようにやって欲しいと思いますので、よろしくをお願いします。では、今回、そういう災害が起きましたけれども、茨城では河川の土手が決壊して大きな災害になりました。やはり災害に対してのマニュアル、それに沿ったかたちで今回適切にされていましたか。答弁をお願いします。

○議長 宮城清政君 経済建設部長。

○経済建設部長 真境名元彦君 お答えいたします。先ほどの答弁にもありましたとおり、開発関係につきましては県の許認可となっております。町が直接その施工計画に協議、細かいことはやっておりません。ただ、工事の際にそこが地滑りの可能性があることから、所管課と協議を行うようにと

いう指導はなされております。現に所管と事前の協議を行っております、その協議のなかでは土留めを先行してその後に造成工事とされているのですが、現場においては土留めより造成を先に手掛けた結果が今回の原因となっております。

○議長 宮城清政君 1番 知念富信議員。

○1番 知念富信君 私が言いたいのは、例えば町道で何かの災害があった場合には、町の災害対策マニュアルに沿って、町長に報告するとか各部門に連絡をするとか、そういう体制は整っていますかという質問です。よろしくお願いします。

○議長 宮城清政君 経済建設部長。

○経済建設部長 真境名元彦君 今回の件に関しましては、大雨注意報が入っております、それに伴い職員が待機していたということで、その滑りの第一報がありました時に速やかに現場の確認を行いましてその後の対策をやっておりましたので、マニュアルどおりに動けたのではないかと考えております。

○議長 宮城清政君 1番 知念富信議員。

○1番 知念富信君 小さな災害でもそのマニュアルに沿ってやっておかなければ、またこういう災害が起きた場合が一つの事例でありますので、そこはしっかりと対応していけばいろんな災害にも応用できると思います。よろしくお願いします。

(2)であります、これは県で許認可業務を行っておりますので、県から6月30日付けで許可通知が出されたとあります。町にはどういう申請が出されているのですか。

○議長 宮城清政君 経済建設部長。

○経済建設部長 真境名元彦君 お答えいたします。開発行為の許認可につきましては県ですけれども、これは各地元の自治体を経由して申達という業務がありまして、そのなかで町としましてはその状況に応じまして意見書を付けて県に申達をしております。今回のこの場所につきましても、町からの意見としましては、現在北側の町道10号線道路改良事業を進行中であるため、主管課の都市整備課との調整を確実にいき、事業の支障にならないよう計画の実施に入ることを条件として県へ申達をしております。

○議長 宮城清政君 1番 知念富信議員。

○1番 知念富信君 県が現場確認をされての許可か分かりませんが、町としては現場を確認して、その状況を見て施工業者に適切なアドバイスをすべきではないかと思っておりますけれども、そういった手順でやっていますか。

○議長 宮城清政君 経済建設部長。

○経済建設部長 真境名元彦君 先ほども申し上げましたとおり、事前協議の段階で十分な土留めの対策を施して着手するようにと協議がなされておりまして、先方もそれを了承しておりましたけれども、現場での例えば段取りに手違いがあったのか土留めをする前に造成の着工をしてしまったと、その2、3日うちに7月20日の大雨に遭ってしまって町道側が決壊した結果となっております。

○議長 宮城清政君 1番 知念富信議員。

○1番 知念富信君 分かりました。ああいう現場ですので、町は先頭に立って施工業者にアドバイスを送って、災害が起きないように状況を見守っていただきたいと思っておりますのでよろしくお願いします。

(3)になりますけれども、町道10号線は新しい道路整備計画に入っておりますけれども、今現在使用している旧道路に支障はない工事になるわけですか。

○議長 宮城清政君 経済建設部長。

○経済建設部長 真境名元彦君 お答えいたします。本宅地造成の箇所につきましては、個人の敷地範囲内で施工されております。また、私どもの道路の実施設計においても現箇所につきましては現在の宅地造成に支障のない範囲での設計となっていることから、今後進めます町道10号線の工事そのものに影響はないと考えております。

○議長 宮城清政君 1番 知念富信議員。

○1番 知念富信君 新しい10号線ができますけれども、現在の旧道路において段差が結構ありますので亀裂が入った場合、旧道に関しての復旧はどのようにになりますか。答弁願います。

○議長 宮城清政君 経済建設部長。

[「休憩願います」の声あり]

○議長 宮城清政君 暫時休憩します。

休憩（午後2時53分）

再開（午後2時54分）

○議長 宮城清政君 再開します。1番 知念富信議員。

○1番 知念富信君 私の勘違いでございました。町道10号線の工事は設計に入っていますけれども、着工から完了まで年度はだいたいどのように考えていますか。

○議長 宮城清政君 経済建設部長。

○経済建設部長 真境名元彦君 町道10号線の整備につきまして、現在の計画では平成31年度の計画まで進めているところでございます。

○議長 宮城清政君 1番 知念富信議員。

○1番 知念富信君 分かりました。よろしく申し上げます。（4）です。災害が起きて通行止めとなりましたけれども、東新川から宮城に向かって途中で迂回路があって、その迂回路に看板を設置したと答弁をいただいておりますけれども、ドライバーが降りて見ても分かり難いものなのです。やはりドライバーが迂回路はこちらだな、どこに出るのだなとすぐに分かる表示でなければ、わざわざ運転席から降りて見るようなものでは分かり難いと思うのです。また逆の宮城の給油所から右に曲がってから迂回路になっていますよね。そこに看板がなかったと私は認識しているのですけれども、今の答弁には看板を設置しましたという感じでありました。町外の方が結構いますよね。与那原、南城市回りからも通勤で通ると思いますし、毎日通っている所が急に通行止めになった場合にはどこが迂回路になるのか全然分からないと思うのです。町内の感覚だけでやるのではなくて、やはり町外からの人たちがそこを利用しているのですから、答弁とは全然違うのではないかと思います。そのようにやって欲しいと思いますが、どうですか。答弁をお願いします。

○議長 宮城清政君 経済建設部長。

○経済建設部長 真境名元彦君 安全管理につきましては、いろいろな手法があります。今回、確かに表示看板は図面拡大が大きなものではなく、車から見るのはしんどかったかと思っておりますけれども、例えば東新川から下りてきますと、ここを通行止めしましたら必然的に一本道になりますのでそこでは大きな矢印表示をしております、通行止めの箇所からそのまま左に曲がって大名給油所近くに下りるような方法を取っておりますので、特段、そこで戸惑うことはなかったのではないかと考えております。ただ、大名側、県道側からになりますと迂回路そのものがないので、照喜名商店前のほうで通行止めの表示をしております、そのままそこはUターンなどできませんから必然的に首

里向け矢印で対処させてもらったということでございます。

○議長 宮城清政君 1番 知念富信議員。

○1番 知念富信君 照喜名商店の所にただ通行止めの表示をした看板がありましたけれども、そこは宮城から那覇向けに行った場合、通告止めで曲がれなければそのまま真っ直ぐ行かざるを得ないわけです。そこはものすごく混んでいるのです。やはり、前もって給油所手前辺りから迂回路がありますよという表示があればそこへ行ける、分かる人は皆そこから行っているわけです。分からない人はそのまま真っ直ぐ行かざるを得ないから1時間も2時間も混む。やはりその認識の差ではありますけれども、前もって向こうは通行止めだからそこに迂回路がありますよという案内をやっていただければ良かったと思うのです。また、東新川から下りるにしても、どこに出ますよという表示をしなければ、皆が通るから私もといってもどこに出るか分からないのでは困ると思うのです。そこはやはり行政でやってもらいたいと思います。次からでもいいですから、そこは教訓にしてもらいたいと思います。答弁をお願いします。

○議長 宮城清政君 経済建設部長。

○経済建設部長 真境名元彦君 ご提言ありがとうございます。今回の通行止めに関する対応が若干十分ではなかったことを踏まえまして、今後どのように表示の仕方をするか、周知をするか研究しまして今後の糧にしていきたいと思っております。ありがとうございます。

○議長 宮城清政君 1番 知念富信議員。

○1番 知念富信君 では、2. 里道の建造物撤去をと質問しておりますけれども、この兼城31番地住宅前のほうで道路にブロックを使用者か地権者がやっております。皆さんにお配りした見てのとおりでありますけれども、ここは里道と思いますが、登記上、道路上に地権者の土地も含まれているのかどうか答弁をお願いしたいと思います。

○議長 宮城清政君 経済建設部長。

○経済建設部長 真境名元彦君 お答えいたします。今回、町で測量を入れたわけではございませんので明確なことは申し上げられませんが、航空写真構図を被せたものから考えますと現況の道路につきましては里道だと考えております。また以前は、町の里道と31番地の住宅の所にはブロック塀がございまして明確に分けられていたと記憶しております。ただ、このブロック塀がかなり傾いて危険な状態で、町のほうから撤去をお願いした経緯がありまして、その時には境界のラインははっきり

りしていたと記憶しております。

○議長 宮城清政君 1番 知念富信議員。

○1番 知念富信君 この住宅にブロックが積まれていたと、それが傾いて危険だったのを行政が指導したと思いますが、それに同意をしてこのブロックを壊して、そして里道まで自分たちの土地だと主張してフェンスを張ってブロックを積んでいるわけです。それを字でも何度も地主の方と折衝をしておりますが頑として自分たちのものだと、前の道路は自分たちのものだけでも町に提供していたような感じの言い方をしているわけです。ですから権利があるという感じで、地域の人たちも大変迷惑をしている状況であります。これがそのままの状況で置いてはまずいですし、字から何度言ってもできない状況でありますので、行政から法的措置をやらなければ解決しないと思いますが、法的措置はできませんか。

○議長 宮城清政君 経済建設部長。

○経済建設部長 真境名元彦君 最終的には法的措置になろうかと思えますけれども、現在、直接の地権者の方はかなりご年配の方で、以前ブロック塀が傾いて撤去の依頼をした時点から現況の里道については自分の土地だと主張されていたことは記憶しております。それにつきましては、町からも何度か説明してはしましたが、元々私の土地だというような主張をされることから、調整がこれ以上進まない状況でした。それで家族、子どもさんですけれども、連絡を取りまして状況説明をしまして、持ち帰って検討して再度町に来ることになっております。その状況を見定めた上で今後の対応を考えていきたいと考えております。

○議長 宮城清政君 1番 知念富信議員。

○1番 知念富信君 理解ある人でしたらそれに応じる可能性はあると思えますけれども、なかなか応じてもらえないのが現状、住民としては迷惑千万なことでありまして、行政で対処してもらわなければ困る状況です。早めにやらなければ、同様なことが将来起こってもまずいですし、早めの対処が必要ではないか、それにはやはり法的措置も考えて相手と接触しなければ解決しないのではないかと考えております。その建造物に関しても撤去してもらわなければ、行政が撤去することはできないわけですね。答弁をお願いします。

○議長 宮城清政君 経済建設部長。

○経済建設部長 真境名元彦君 里道につきましては町有地でございますけれども、そこに積まれた

ブロックにつきましては個人の所有になっていることから、里道の所有権だけで町が代執行で取り壊すのは法的にも難しいのではないかと、ある一定の法的手続きは必要になると思います。また、町としましては、この里道が完全に封鎖されておりまして、防災上もかなり問題がありますのでなるべく早めに解決できるように努めてまいりたいと考えております。それでもし進展性がない場合につきましては、法的措置も含め進めていきたいと思っております。

○議長 宮城清政君 1番 知念富信議員。

○1番 知念富信君 この場所は、アスファルト舗装もされていない状況でありますけれども、ブロックがだいぶ傾いていたので行政でできなかったのかそれは分かりませんが、町有地であるのでしたらアスファルト施工もしてもらって、側溝など整備してもらって、一つの提案としてやってはどうですか。そういう意思はありますか。

○議長 宮城清政君 経済建設部長。

○経済建設部長 真境名元彦君 お答えいたします。確かに従前の状況、利用状況によって舗装されてないのかは把握しておりませんが、本来、同様な道路につきましては以前から町のほうで直接整備されたものではなくて、原材料支給などの制度を利用して地域で整備されたのがほとんどとなっていると記憶しております。こちらはおそらく利用度がなかったのか、元々何かそのようにトラブルを抱えていたためにこの整備ができなかったのか把握はしておりません。

○議長 宮城清政君 1番 知念富信議員。

○1番 知念富信君 この際ですので、地権者との話のなかで舗装して整備したいと、こちらは段差がありますので大雨のたびに下のほうへ雨水が流れている状況でありますので側溝も整備するし後々は舗装もするという感じで地権者と話し合いされてはどうかと思いますが、答弁をお願いします。

○議長 宮城清政君 経済建設部長。

○経済建設部長 真境名元彦君 排水につきましては、その排水の必要性を考慮しまして整備は可能ですけれども、後々の舗装について行政が直接できるのかどうかは検討させていただきたいと思いません。

○議長 宮城清政君 1番 知念富信議員。

○1番 知念富信君 2番はこれで終わりますして、3番にいきたいと思います。黄金森野球場、本部公園の芝管理はどうなっているか質問をいたしました。黄金森陸上競技場は芝人で管理をしていますので素晴らしい芝になっていますけれども、野球場はなかなかできていない状況にあります。この間見たときには、外野のほうに雑草が伸びた状態で放置されていました。草が15センチぐらい伸びている、その状況のなかでグラウンドを貸しているのか、これでは借りる側に失礼ではないかという感じを受けたわけでありまして。その管理はどうなっているのか答弁をお願いします。

○議長 宮城清政君 経済建設部長。

○経済建設部長 真境名元彦君 お答えいたします。芝をしばらく伸ばしていましたのは、ある程度芝の根付きを考慮してのもので、現在は刈られている状況と確認しております。

○議長 宮城清政君 1番 知念富信議員。

○1番 知念富信君 そういう状況であったにしても、やはり野球場として貸しているわけでありまして。そういう草が生えている状況で野球する人たちにとっては、面白くないと思うのです。同じ賃貸料を払っている状況でありますので、ある程度刈った状態の素晴らしいグラウンドを貸したほうが借りる側も喜ぶますし、貸す側もいいのではないかと思います。説明もなくああいう感じで貸し出しされると借りる側は不愉快に感じると思いますので、以後気を付けて欲しいと思います。

本部公園は、芝の工事をしまして多目的広場として植栽してもらって、老人会のグラウンドゴルフや子どもたちの運動の場として活用されていたのです。それがいつの間にか、芝がほとんど枯れて見る影もない状況でありまして、これだけの事業費をかけた割にはと大変失望しました。県の事業を受けた芝人というちゃんとした管理人がいますので、その助言を受ける。陸上競技場を管理しているかもしれませんが、本部公園においてもある程度の助言を受けるなどできると思いますので、その芝が枯れた状態からまた再生させるとなるとまた相当な時間がかかるし費用もかかる、いろんな面で大変だと思います。今の状況では子どもたちが遊ぶ所もないし、野球だけとなっているのですね。前は老人会がグラウンドゴルフをしたりゲートボール場としての活用もあったと思います。それが今は芝がはがれた状態でありまして、そこではできませんよね。ですから皆、陸上競技場を借用に来るわけです。本部公園が整備された時はそこでできていたわけですね。それが今は1カ所に集中している状況はおかしいと思いますので、ぜひ本部公園を整備して欲しいと思いますので答弁をお願いいたします。

○議長 宮城清政君 経済建設部長。

○経済建設部長 真境名元彦君 陸上競技場以外の芝管理が不十分でご利用の方々にたいへんご迷惑

をおかけしております。今後は、芝人事業の技術を活用しまして、今は事業が入っているため他の公園管理に直接は出向けませんが、アドバイス等を受けてできるだけ日常的に芝の育成ができるように今後努めていきたいと思っております。

○議長 宮城清政君 1番 知念富信議員。

○1番 知念富信君 (2)にいきたいと思っております。芝管理人の育成の取組を行っているかの質問に対しまして、平成27年度も芝管理の育成を行っている。平成26年度に県の事業を受けて芝人(しばんちゅ)事業で技術を取得した人を嘱託職員として採用しておりますよと答弁をいただいております。現在は、その嘱託職員1人と、その後継者ではないのだけでもやはり技術を誰かに継承していかなければいけない、それはどのようなになっていますか。答弁をお願いします。

○議長 宮城清政君 教育総務課長。

○教育総務課長 宮平 暢君 芝人事業で技術を取得した嘱託職員が1人います。もう1人が臨時職員で、この2人で管理をしています。技術については、芝人事業で技術を取得した方が教えながら一緒に進めているという状況になっています。以上です。

○議長 宮城清政君 1番 知念富信議員。

○1番 知念富信君 分かりました。では、2番は終わりますけれども、芝人の管理人が2人いると、現在そのうち1人は指導を受けている状況であります。2人体制になるとありますので、ぜひ町管理の公園で芝の維持管理が必要などころはないかの(3)の質問となります。今、町が管理している公園で芝がある公園、また芝の植栽を予定している公園はどこですか。答弁をお願いします。

○議長 宮城清政君 経済建設部長。

○経済建設部長 真境名元彦君 お答えいたします。今現在、開園しています公園ですと本部公園、宮城公園、神里ふれあい公園になります。あと花・水・緑の大回廊公園でも芝がございます。将来的に計画しておりますのが津嘉山公園、こちらは芝の多目的広場及びパークゴルフ場を予定しております。現在の所はそのような状況となっております。

○議長 宮城清政君 1番 知念富信議員。

○1番 知念富信君 その町が管理している公園、これから津嘉山公園もできるということになって

いますので、ぜひ芝人2人体制ですので、機材も今年購入しましたし、いろんな面で出来上がっていますので素晴らしい公園整備をしてもらいたいと思います。よろしくお願いします。これで終わります。

○議長 宮城清政君 以上で、一般質問は全部終了しました。本日は、これにて散会します。お疲れ様でした。

散会（午後3時17分）